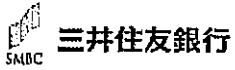


(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 事務所費 ・事務費・人件費	
(別紙	共通案分率
		50% 25%
		それ以外の案分 案分の説明 事務所来客用馬車場 賃料 (H31年3月分)
		案分率



お友ヒデアキさまの振込内容は以下のとおりです。

受付番号:P振0401240388

平成 31年 4月 1日 14:58現在

振込先	振込先	[REDACTED]	
	受取人名	[REDACTED]	
出金口座	出金口座	[REDACTED]	
	振込依頼人	お友ヒデアキ	
振込金額	電話番号	079-265-5370	
	合計引落金額	10,000円	振込金額 10,000円
			手数料 0円
依頼日 (資金引落日)	H31. 4. 1 (月)		
振込日	H31. 4. 1 (月)		

(I342409136)

Copyright © 2016 Sumitomo Mitsui Banking Corporation. All Rights Reserved.

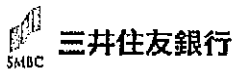


(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目					
2	別紙	<table border="1"><tr><td data-bbox="1134 405 1310 495">共通案分率</td><td data-bbox="1310 405 1434 495">50% 25%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1134 495 1434 1043">それ以外の案分 案分の説明 コピー機レンタル 使用料金(平成31年3月分)</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明 コピー機レンタル 使用料金(平成31年3月分)	
共通案分率	50% 25%					
それ以外の案分 案分の説明 コピー機レンタル 使用料金(平成31年3月分)						



お友だちさまの振込内容は以下のとおりです。

受付番号:P振0401240056

平成 31年 4月 1日 14:57現在

振込先	振込先	[REDACTED]	
	受取人名	リコ-ジパ-ンゲチリ-リス (カ)	
出金口座	出金口座	[REDACTED]	
	振込依頼人	お友だちさま	
	電話番号	079-265-5370	
振込金額	合計引落金額	振込金額	25,537円
		手数料	0円
依頼日 (資金引落日)	H31. 4. 1 (月) ✓		
振込日	H31. 4. 1 (月) ✓		

(I342409136)

Copyright © 2016 Sumitomo Mitsui Banking Corporation. All Rights Reserved.



ご 請 求 書

竹内ひであき事務所 様

発行日 2019年 03月 20日 請求No. 19036295714

リコー株式会社

お問合わせ 請求書お問い合わせ窓口

TEL: 0120-611-099

6050122 60510512



お客様コード 6248358 (60500200622)

ご請求金額 (税込) 25,537 円

左記の通りご請求申し上げます。2019年03月20日締分
お支払期日 2019年04月20日 お支払方法 振込

振込銀行 支店 種類 口座番号 名義人

【お取引明細】

月日	商品名	伝票No. ご発注No.・備考	数量	単価	お買上金額 [税抜]	消費税金額
03.15	IMAGIO MPC3500i ^o フォーマスチャーシ	P51501 3A83628506			11,646	931
03.15	PPC ｼﾝｸﾞﾙﾘｰﾖｯｸ	P51502 3A83628506			12,000	960
	お買上金額 合計	(税込)	25,537		23,646	1,891
	—	8%対象 (税込)	25,537		23,646	1,891

【お知らせ】お振込の場合は手数料ご負担をお願い致します。手数料不要の口座引落もご用意しておりますので詳しくは上記連絡先へお問合せ下さい。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

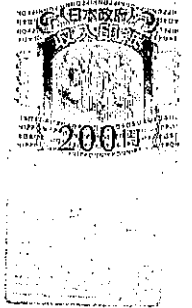
(平成31年4月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費	
3		共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 案分の説明

案分率

No 082398

領 収 証



竹内 英明 殿 平成 31 年 4 月 5 日

¥ 1101714-

上記金額正に領収致しました。

但し 上掲の金額は平成31年4月分資料として

内 訳	受領日	金 額
計		



ヤング開発株式会社

本 社/高砂市米田町島2番地 TEL(079)431-2650
西明石支店/明石市野々上3丁目16番地の4 TEL(078)928-3911
姫路支店/姫路市佃町67番地の1 TEL(079)222-7380

--	--

平成 26 年 3 月 7 日

トホリハイツ 1F 号室

竹内 英明 様

(株)ヤング住研 賃貸部

079-431-2646

担当

消費税率引き上げに伴う賃料改定のお知らせ

拝啓、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、皆様もすでにご承知のことと存じますが、本年 4 月 1 日からの消費税率の引き上げ（現行 5% から 8%）が決定されております。そこで、ご入居者様に関連のある賃料の改定項目について、以下のとおりお知らせいたします。

■賃料改定の内容

下記の料金につきましては、平成 26 年 4 月 1 日以降、一律に、消費税相当分 5% を 8% に賃料を改定させていただきますので、予めご了承下さいませ、宜しくお願い申し上げます。

① テナント賃料、共益費

（現行） 60,000 円（家賃 57,143 円 + 消費税 5% 相当分 2,857 円）

（4 月以降） 61,714 円（家賃 57,143 円 + 消費税 8% 相当分 4,571 円）



上記料金の改定につきましては、平成 26 年 4 月分（3 月末のお支払い分）から適用させていただきますので、予めご了承下さい。皆様にはご負担をお掛けしますが、何卒ご理解下さいます、宜しくお願いいたします。

敬具

賃貸借契約書一部変更の覚書

賃借人 竹内 英明 様

物件の表示

1. 所在地 : 姫路市砥堀字高町 50 番
1. 名称・区分 : トホリハイツ 1F 号室
1. 賃貸借条件 : 家賃 (月) : 60,000 円
敷金 : 
敷引金 : 

平成 19 年 7 月 5 日付、(賃貸人) 千都興産株式会社と (賃借人) 竹内英明との間に於いて契約締結した、上記物件の賃貸借契約に関して、一部変更が生じ、下記の通り取り決める。


記


- 平成 24 年 12 月 22 日に、トホリハイツ 1F 号室の所有権が売買により千都興産株式会社からヤング開発株式会社に移転したことに伴い、本物件の賃貸人は、ヤング開発株式会社に変更する。
- 新賃貸人であるヤング開発株式会社が、千都興産株式会社から家主としての地位を全て継承し、本契約事項をそのまま引き継ぐものとする。
- 本物件の賃貸借契約の終了、解約等による敷金返還義務は新賃貸人ヤング開発株式会社にある。
- 賃借人の家賃・共益費等の支払い方法は従来通り、賃借人の銀行口座からの自動引き落とし払いとする。



以上

平成 25 年 1 月 10 日

以上、取り決め事項を確認する為、本書を式通作成し、記名捺印の上、各号通を別紙本賃貸借契約書と共に保有する。

(新) 賃貸人 住所 高砂市米田町島 2 番地
氏名 ヤング開発株式会社
代表取締役 伊藤 勝  印

(旧) 賃貸人 住所 高砂市米田町米田 150 番地の 1
氏名 千都興産株式会社
代表取締役 伊藤 栄  印

賃借人 住所 
氏名 竹内 英明  印

名称

トホリハイツ 1F

竹内 英明

様

定期建物賃貸借契約書 事業用

契約期間

始期	平成 19 年 6 月 1 日 から	10 年 間
終期	平成 29 年 5 月 31 日 まで	

(契約終了の通知をすべき期間平成28年6月1日から
平成28年11月31日まで)

定期建物賃貸借契約書（事業用）

賃貸人（甲） 千都興産株式会社

1. 当事者の氏名

賃借人（乙） 竹内 英明

2. 賃貸借物件の表示

1. 所在地 姫路市砥堀50

1. 名称・区分 トホリハイツ 1F

1. 構造 鉄骨造2階建

1. 面積 12.70 坪

上記当事者間において、上記物件（以下「本物件」という）を次の条件をもって借地借家法（以下「法」という。）第88条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結し、本契約書を2通作成し、甲・乙各1通これを保有する。

記

第 1 条 （使用目的等）

（1）店舗・事務所

（2）乙は甲の書面による承諾がない時、本物件を前記使用目的以外に使用してはならない。

第 2 条 （契約期間等）

（1）賃貸の期間は平成19年6月1日から平成29年5月31日までとする。

（2）本契約は法第38条に基づく定期建物賃貸借契約であり、上記期間の契約の更新はない。

（3）乙は甲より、上記内容を記載した旨の書面の交付を受け、説明を受けたことを確認する。

（4）①前記期間が1年以上である場合には甲は、第1項に規定す

る期間の満了の1年前から6ヶ月...までの間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

②甲が乙に期間満了後に通知した場合には、通知の日から6ヵ月経過した時点で本契約は終了する。

第3条（賃料）

(1) 賃料は1ヵ月金60,000円（家賃金60,000円、共益費金一円、消費税込）と定め、毎月26日までに翌月分を甲又は甲の指定する者に甲の指定する方法で支払うものとし、振込等に係る費用は乙の負担とする。本契約締結時の賃料は日割計算とし、解約明渡し時は日割計算を行わないものとする。

(2) 前項の賃料は諸物価並びに公租公課等の変動又は近隣の賃料に比較して不相当となった時、その他経済上の変動等により賃料変更の必要が生じた時には、第2条の期間中といえども、第3条に定める賃料を改定できるものとする。

(3) 賃料等の支払方法は、甲の定める所定の方式により乙の取引銀行からの銀行自動引落とし払いとする。

(4) 乙が賃料を延滞した場合、その延滞金額に対し年14.5%の延滞損害金を甲は乙に請求できるものとする。

第4条（諸料金）

電気、ガス、水道、ゴミ処理、自治会等の料金は、乙の負担とする。

第5条（敷金）

(1) 乙は敷金として金[]円を契約締結時迄に甲に交付する。

①敷金は無利息とし、本契約が終了し本物件の明渡し後1ヵ月経過後に、甲は敷金より敷引き金並びに本契約で発生す

る債権等を差し引いて乙に返還する。尚、敷金の精算金返還に係る振込手数料は乙の負担とする。

②甲は敷金より敷引金として、金[]円（消費税込）を差し引く。

(2) 乙は本契約が終了し明渡し後1ヵ月経過後でなければ、敷金をもって賃料その他本契約上の支払い債務に充当する旨を甲に主張する事はできないものとする。

(3) 甲は乙が明渡しの時、原状復帰費・未収の賃料・その他の債権等を有する場合は、敷引金を差し引いた後の敷金からその弁済を受ける事ができるものとする。尚、精算に係る乙の債務が敷金精算額を超えた場合は、甲は乙に対しその相当金額を請求する事ができるものとする。

(4) 乙は敷金の返還請求権を第三者に譲渡できないものとする。

第6条（乙の善管注意義務）

乙は本物件を善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

第7条（原状変更）

(1) 乙は甲の書面による承諾を得た時でなければ、本物件の造作模様替等原状を変更する事ができないものとする。

①乙が甲の書面による承諾を求める場合乙は、設計仕様書並びに見積書等工事内容を明確にする書面を甲に提出する。

②甲は工事進行中といえども、その工事により建物の基礎構造に変更又は損傷を来たし、もしくは原状回復に著しい困難を生ずるおそれがあると認める時には、乙に対し必要な指示をすることができ、乙はこれに従うものとする。

③原状変更工事に要する費用は乙の負担とし、甲に対し甲のその費用の償還を請求しないものとする。

④乙の施した内装に賦課された公租公課（不動産取得税及び

固定資産税等)は乙の負担とする。

- (2) 乙が水道、電気、ガス、クーラー等の配管及び取付けの為建物に穴等をあけ施工する場合、甲の書面による承諾を得なければならない。工事人についても甲の承諾を必要とする。

第 8 条 (修 理)

- (1) 乙の責めに帰すべき毀損等については、乙はその都度これを修理して原状に復すか、若しくはその損害を賠償しなければならない。尚、次項の場合も乙の負担とする。

①乙が自らおこなった造作部分の修理

②乙の専有部分の内装・設備修理

③その他、乙の負担すべき事情のある場合

- (2) 本物件内のクロス、建具類、窓ガラス・空調設備・照明器具・スイッチ・コンセント等及び付属品の修繕については、その損耗及び破損の原因の如何に係らず乙の負担とする。

- (3) 乙は本物件内の水洗便所、排水管掃除等一切を管理し費用の一切を負担すること。

- (4) 使用者負担の原則により、何人が排水管をつめたか判明しない場合も、それを利用する賃借人が修理費を負担すること。

- (5) 甲が設置した設備においても、乙のみが使用する設備については乙において管理整備し、修理費用は乙の負担とする。

- (6) 第三者による本物件の毀損及び汚濁は乙において管理整備し、修復費用は乙の負担とする。

- (7) 乙の修繕管理の不備により乙損害が生じた時は、乙はその損害を負担し、甲に対して一切の費用の請求をしないこと。

第 9 条 (甲の責任範囲)

- (1) 甲は同一建物内外を問わず、他の賃借人及び第三者の火災の類焼にもとづく乙の損害については一切責任を負わない。

- (2) 天災・火災・風水害・地震等による乙の損害については、甲

はその責任を負わない。

- (3) 漏水、結露、盗難もしくは諸設備の故障等による乙の損害については、甲はその責任を負わない。

第 10 条 (不在通知)

- (1) 乙が1ヵ月以上にわたる外出・外泊等により留守にする場合、乙は甲に対して事前に通知しておくものとする。

- (2) 甲は乙に対して連絡を必要とする時、3ヶ月以上にわたり連絡不可の場合、甲は本物件内の乙の所有物件を任意に処分し、本契約を解除できる。

第 11 条 (乙の禁止事項)

- (1) 本物件を第1条の使用目的以外に使用すること。

- (2) 第三者に対して賃借権の譲渡・転貸(共同使用、営業の委託、その他これに準ずる行為を含む)又は敷金を担保に差入れること。

- (3) 甲の承諾なしに、法人である場合の商号変更、組織変更及び代表者を変更すること。又、個人である場合の法人成り。

- (4) 改築をなすこと。但し甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- (5) 甲の承諾なく本物件内に甲が施設した上下水道設備、電気引込線、ガス配管設備、電気及び動力設備、その他の既存設備に変更を加え、又は増設すること。

- (6) 建物又は本物件内に過度の重量物又は危険物等を持ち込むこと。

- (7) 周囲の迷惑、その他建物の美観を損う行為。

- (8) 暴言暴行、飲酒狂乱等の行為及び、第三者に迷惑となる行為

- (9) ペット等動物を本物件内並びに本物件敷地内に搬入飼育すること。

- (10) 乙は建物の修理・毀損、又は第三者とのトラブル、その他い

かなる理由を問わず、甲に対して営業補償又は休業補償等の請求をすることができないものとする。

第 12 条 (立入)

甲又は甲の指定する者は本物件の維持又は修繕等必要がある場合には、本物件に立入る事ができる。この場合、緊急の場合を除き、事前に乙の了解を得るものとする。

第 13 条 (契約の消滅等)

- (1) 法令・公共事業のために本物件が使用禁止又は、収用される場合、あるいは天災・火災等のため、本物件が滅失した場合には、本契約は自然に消滅するものとする。
- (2) 前項の場合においても乙の責めに帰すべき事由による甲の損害に対しては、乙はその損害を賠償しなければならない。

第 14 条 (契約の解約)

乙が本契約の解約を申し出る時は、予め3カ月以前に甲指定の書式により解約申出を提出しなければならない。但し乙は、前記予告期間に代えて予告期間に相当する賃料もしくは賃料相当額の損害金を甲に支払うことにより随時本契約を解約することができる。

第 15 条 (契約終了の場合の措置)

- (1) 期間満了、解約、解除、その他本契約の消滅した場合、乙は所有物を直ちに搬出し、甲に本契約書並びに鍵を返還すること。尚、明渡し迄に使用した電気・水道・ガスの領収書は敷金返済までに甲に提示すること。
- (2) 乙は自然損耗によるもの、甲が承認したもの以外は、すべて乙の費用にて契約当時の原状に回復する義務がある。
- (3) 本物件の原状復帰の範囲に関する判断については甲の判断を尊重し、工事を甲又は甲の指定する業者が行い乙が費用負担することに乙は同意し、これらについて何等異議を述べない

事とする。

①その他乙の占有上発生した修理に要する費用。

②本物件明け渡し後甲は甲所定の方法で鍵を交換し、乙は甲の定める費用を甲に支払うものとする。

- (4) 乙は有益費用・造作費用・移転料・立退料その他何等の請求をしないものとする。
- (5) 本契約が解約、解除その他の事由によって消滅した後も、乙が本物件を明け渡さない時は、その後明渡しに至るまで賃料の倍額に相当する金員を損害金として甲に支払わなければならない。また明渡し遅滞に伴って甲が要した費用及び甲が被った損害をも乙が甲に賠償しなければならない。
- (6) 本物件に乙が残置した物がある時は、甲は任意に処分または廃棄する事ができ、これに要した費用を乙は甲に支払わなければならない。

第 16 条 (無催告契約解除)

次の各号の一つに該当する事由が生じた場合は、甲は催告その他何等の手続きを要せず本契約を解除する事ができる。

- (1) 賃料の支払いを3ヶ月分以上滞納した場合。
- (2) 本契約の第1条、第10条、第11条の規定に抵触する行為があった場合。
- (3) 正当な理由なく又は無届にて2ヶ月以上本物件を使用しない場合、又は約束を実行しない場合。
- (4) 本契約に違背する行為があった場合。
- (5) 甲に何の通告もなしに本物件を引払い退去した時。
- (6) 差押、仮差押若しくは仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他の公権力の処分を受け、又は破産、会社更生、会社整理、営業の廃止、解散もしくは失踪・死亡等の宣告を受けた時。

- (7) 法人の場合、乙の代表者変更に甲が承諾していない時。
- (8) 乙が不正な行為によって入居したと甲が判断した場合。
- (9) 監督官庁から営業停止、又は営業免許、もしくは営業登録の取消の処分を受けた時。
- (10) ①暴力団の事務所として使用した時。
 ②暴力団（これに類する団体等を含む）、又は構成員と判明した場合。
 ③暴力団組織の表示などをした時。
 ④暴力団員又は暴走族等の「たまり場」にした時。
 ⑤賭博の開帳、競輪・競馬等のノミ行為、売春の斡旋、麻薬・覚醒剤の密売、その他刑罰法令に触れるような行為をするようになった時。
 ⑥他の入居者、近隣居住者等に不安を抱かせ、若しくは迷惑を及ぼした時。
 ⑦公序良俗に違反する行為を行った時。

第 17 条 (紛争の解決)

- (1) 乙と第三者との間に生じた事故及び紛争については、乙において処理するものとする。
- (2) 諸事の紛争についての甲との交渉は、乙本人あるいは乙の代理弁護士以外は、一切認めないものとする。委任状等による代理人は認めない。
- (3) 本契約に関する訴訟については、甲の本店所在地（甲が個人の場合は甲の住居地）の管轄裁判所とする。

第 18 条 (規定外次項)

本契約に定めのない次項については、関係法規に従うものとする

第 19 条 (連帯保証人)

- (1) 連帯保証人は乙と連帯して本契約の義務履行に責任を負うものとし、以後契約の更新を行った際も同様とする。

- (2) 連帯保証人が死亡した時、又は連帯保証人として適切でないと甲が判断した時は、新たな連帯保証人を必要とし、乙は直ちに書面をもって届け出、甲の承諾を得なければならない。

特 約 条 項

- 1. 敷金と賃料の全額が入金された時、物件の引渡しを行う。
- 1. 乙が本物件の原状変更を行う場合、乙は甲の書面による承諾をえなければならない。甲の書面による承諾が無い場合、乙は一切の原状変更は出来ないものとする。又、工事人についても、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 1. 乙または乙の工事関係者が内装工事施工時に、建物本体もしくは本体設備に損傷を与えた場合、乙はその都度これを修理して原状に復すか、もしくはその損害を甲に支払わなければならない。
- 1. 本契約が期間満了・解約・解除その他の理由により終了した場合、乙が当該物件について支出した金銭又は造作費用、その他営業権・暖簾代・移転料・立ち退き料等これに類する一切の費用を甲に請求することが出来ない。
- 1. 乙が、漏水等により他店及び建物に損害を与えた場合、乙の責任において補修及び補償をするものとする。
- 1. 本物件の駐車場は、本物件間口と国道 312 号線との間とし他の賃借人等に迷惑を掛けぬよう使用する事。
- 1. ゴミ処理については、乙は姫路市公認業者と契約し、乙の費用負担にて処理をするものとする。

以上

平成19年7月5日

平成19年7月4日

定期賃貸事務所契約についての説明

貸貸人(甲) 住所 高砂市米田町米田150番地の1
 氏名 千都興産株式会社 印
 電話 代表取締役 伊藤栄彦

貸主(甲) 住所 高砂市米田町米田150番地の1
 氏名 千都興産株式会社
 代表取締役 伊藤栄彦 印

賃借人(乙) 住所 [Redacted]
 氏名 竹内 英明
 本籍地 [Redacted]
 勤務先名称 兵庫県議会
 勤務先電話 078-362-3726

代理人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 印

下記事務所について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明します。

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted]
 電話 [Redacted]

下記事務所の賃貸借契約は、期間の満了と同時に当然に終了し、いわゆる更新がありませんのでご注意ください。

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 実印
 電話 [Redacted]

(1)事務所	名称	トホリハイツ	
	号室	1F	
	所在地	姫路市砥堀 50	
(2)契約期間	始期	19年6月1日から	10年 月間
	終期	29年5月31日まで	

媒介業者 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted]
 電話 [Redacted]
 取引主任者 [Redacted]

上記事務所につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

管理者

平成19年7月4日
 借主(乙) 住所 [Redacted]
 氏名 竹内 英明 印

賃貸借契約書一部変更の覚書

賃借人 竹内 英明 様

物件の表示

1. 所在地 : 姫路市砥堀字高町 50 番
1. 名称・区分 : トホリハイツ 2F 号室
1. 賃貸借条件 : 家賃 (月) : 37,000 円
共益費 (月) : 3,000 円
敷金 : 円
敷引金 : 円

平成 14 年 3 月 16 日付、(賃貸人) 千都興産株式会社と (賃借人) 竹内英明との間に於いて契約締結した、上記物件の賃貸借契約に関して、一部変更が生じ、下記の通り取り決める。


記


- 平成 24 年 12 月 22 日に、トホリハイツ 2F 号室の所有権が売買により千都興産株式会社からヤング開発株式会社に移転したことに伴い、本物件の賃貸人は、ヤング開発株式会社に変更する。
- 新賃貸人であるヤング開発株式会社が、千都興産株式会社から家主としての地位を全て継承し、本契約事項をそのまま引き継ぐものとする。
- 本物件の賃貸借契約の終了、解約等による敷金返還義務は新賃貸人ヤング開発株式会社にある。
- 賃借人の家賃・共益費等の支払い方法は従来通り、賃借人の銀行口座からの自動引き落とし払いとする。



以上

平成 25 年 / 月 / 日

以上、取り決め事項を確認する為、本書を式通作成し、記名捺印の上、各宅通を別紙本賃貸借契約書と共に保有する。

(新) 賃貸人 住所 高砂市米田町島 2 番地
氏名 ヤング開発株式会社
代表取締役 伊藤  印

(旧) 賃貸人 住所 高砂市米田町米田 150 番地の 1
氏名 千都興産株式会社
代表取締役 伊藤 栄  印

賃借人 住所 
氏名 竹内 英明 

名称・区分 トホリハイツ 2階 F号

竹内 英明 様

定期建物賃貸借契約書 住宅用

契約期間

始期	平成 14 年 4 月 1 日から	8 年 0 月間
終期	平成 22 年 3 月 31 日まで	

(契約終了の通知をすべき期間平成 21 年 3 月 31 日から
平成 21 年 9 月 30 日まで)

定期建物賃貸借契約書（住宅用）

1. 当事者の氏名
貸与人（甲） 千都興産株式会社
貸借人（乙） 竹内 英明

2. 賃貸借物件の表示

1. 所在地 姫路市砥塚50

1. 名称・区分 トホリハイツ 2階 戸号

1. 種類・構造 共同住宅・鉄骨造2階建

1. 間取・設備 2DK

1. 面積 住居専有面積 38.88㎡ バルコニー面積 4.68㎡

上記当事者間において、上記物件（以下「本物件」という。）を次の条件をもって借地借家法（以下「法」という。）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結し、本契約書を2通作成し、甲・乙各1通これを保有する。

記

第1条（使用目的等）

- (1) 住居
- (2) 乙は本物件を住居以外に使用してはならない。
- (3) 同居・一時貸し・留守番等の名目で第三者を入居させてはならない。
又、契約時以外の者は、甲の許可なく同居してはならない。
- (4) 本契約の名義人乙と入居者が異なる場合には、後記入居者が転出した時点で本契約は解約となる。

入居者の氏名 竹内 英明 とする。

家族構成 1名

入居家族	氏名	続柄	年齢
	竹内 葵明	本人	27才

(5) 乙は、当地区の自治会に加入する事とする。

第2条 (契約期間等)

(1) 賃貸借の期間は平成14年4月1日から平成22年3月31日までとする。

(2) 本契約は良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法第5条に基づく定期建物賃貸借契約であり、上記期間の契約の更新はない。

上記期間の満了によって本契約は当然に終了する。

(3) 乙は甲より、上記内容を記載した旨の書面の交付を受け、説明を受けたことを確認する

(4) ① 前記期間が1年以上である場合には甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6月前までの間 (以下「通知期間」という。) に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

② 甲が乙に期間満了後に通知した場合には通知の日から6ヶ月経過した時点で本契約は終了する。

第3条 (賃料)

(1) 賃料は1ヶ月金 40,000- 円 (家賃金 27,000- 円、共益費金 2,000- 円) と定め、毎月26日までに翌月分を甲又は、甲の指定する者に甲の指定する方法で支払うものとし、振込等に係る費用は乙の負担とする。

本契約締結時賃料は日割計算とし、明け渡し時は日割計算を行わないものとする。

(2) 前項の賃料は諸物価並びに公租公課等の変動又は近隣の賃料に比較して不相当となった時、その他経済上の変動等により賃料変更の必要が生じた時には、改定をできるものとする。

(3) 賃料等の支払方法は、甲の定める所定の方式により乙の取引銀行からの銀行自動引落し払いとする。

(4) 乙が賃料を延滞した場合、年15.0%の遅延損害金を甲は乙に請求できるものとする。

第4条 (諸料金)

電気、ガス、水道、ゴミ処理、自治会等の料金は、乙の負担とする。

第5条 (敷金)

(1) 乙は敷金として金 〇〇〇〇円也を本契約締結時迄に甲に交付する。

① 敷金は無利息とし、本契約が終了し本物件の明け渡し完了後1ヶ月経過後に、甲は敷金より敷引金並びに本契約で発生する債権等を差し引いて乙に返還する。

尚、敷金の精算金返還に係る振込手数料は乙の負担とする。

② 甲は敷金より敷引金として、家賃の3ヶ月分をを差し引くものとする。

(2) 乙は、敷金をもって賃料その他本契約上の支払い債務に充当する旨を、甲に主張することはできないものとする。

(3) 乙は敷金の返還請求権を第三者に譲渡できないものとする。

第6条 (乙の善管注意義務)

(1) 乙は本物件を善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

(2) 建物入口・エレベーター・階段・廊下・ゴミ置場等は、乙が清掃等を行い、美化に努めるものとする。

第7条 (原状変更)

(1) 乙は甲の書面による承諾を得たときでなければ、本物件の造作模様替等原状を変更することができないものとし、工事人についても甲の承諾を必要とする。

(2) 乙が水道、電気、ガス、クーラー等の配管及び取付けのため建物に穴等をあけ施行する場合、甲の書面による承諾を得なければならない。工事人についても甲の承諾を必要とする。

第 8 条 (修 理)

(1) 乙の責めに帰すべき毀損等については、乙はその都度これを修理して原状に復すか、もしくはその損害を賠償しなければならない。尚、次項の場合も乙の負担とする。

- ① 乙が自らおこなった造作部分の修理
- ② 畳の表替、襖の貼り替等の内装の修理
- ③ 水道、ガス、電気、窓ガラス、ガス風呂、浴槽、器具等の修理
- ④ その他、乙の負担すべき事情のある場合

(2) 乙は本物件内の水洗便所、排水管掃除等一切を管理し費用の一切を負担すること。

(3) 使用者負担の原則により、何人が排水管をつめたか判明しない場合も、それを利用する賃借人が共同して修理費を負担すること。

(4) 甲が設置した設備においても、乙のみが使用する設備については、乙において管理整備し、修理費用は乙の負担とする。

(5) 他の賃借人又は第三者による本物件の毀損及び汚濁は乙において管理整備し、修復費用は乙の負担とする。

(6) 乙の修繕管理の不備により、乙または他の入居者に損害が生じたときは、乙はその損害を負担し、甲に対して一切の費用の請求をなさないこと。

第 9 条 (甲の責任範囲)

(1) 甲は同一建物内外を問わず、他の賃借人及び第三者の火災の類焼にもとづく損害については一切責任を負わない。

(2) 天災・火災・風水害・雨・地震等による乙の損害については、甲はその責任を負わない。

(3) 漏水、結露、盗難もしくは諸設備の故障等による乙の損害については、甲はその責任を負わない。

第 10 条 (転貸等の禁止)

(1) 乙は本物件の全部又は一部転貸(共同使用・その他これに準ずる行為を含む)、もしくは賃借権の譲渡等甲の迷惑となる一切の行為をしてはならない。

(2) 入居家族に変化がある場合、乙は甲の書面による承諾を得なければならない。

第 11 条 (不在通知)

(1) 乙が1ヶ月以上にわたる外出・外泊等により留守にする場合、乙は甲に対して事前に通知しておくものとする。

(2) 甲は乙に対して連絡を必要とするとき、3ヶ月以上に渡り連絡不可の場合、甲は本物件内の乙の所有物件を任意に処分し、本契約を解除できる。

第 12 条 (乙の禁止事項)

(1) 本物件を第1条の目的以外に使用してはならない。

(2) 暴言暴行、飲酒狂乱等の行為及び騒音、高音の発生等について近隣者の迷惑となる行為はしてはならない。

(3) 屋根上にテレビ用アンテナ及び温水器等を取り付けてはならない。又、風紀を乱したり、家畜、ペットを飼育してはならない。

(4) 本物件及び本物件敷地内に、危険物・過重量物・衛生上有害な物・近隣より苦情の出る物品等を持ち込む等他人に迷惑になる行為及び植栽、

その他建物の美観を損なう行為をしてはならない。

(5) 第三者に対して賃借権の譲渡・転貸又は敷金を担保に差入れることはできない。

(6) 本物件内に甲が施設した上下水道設備、電気引込線、ガス配管設備、電気及び動力設備、その他の既存設備に変更を加えたり増設することはできない。

第 13 条 (立入)

甲又は甲の指定する者は、本物件の維持又は修繕等必要がある場合には、本物件に立入る事ができる。この場合、緊急の場合を除き事前に乙の了解を得るものとする。

第 14 条 (契約の消滅等)

(1) 法令・公共事業のために建物が使用禁止又は、収用される場合、あるいは天災・火災等のため、家屋が滅失した場合には、本契約は自然に消滅するものとする。

(2) 前項の場合においても乙の責めに帰すべき事由による甲の損害に対しては、乙はその損害を賠償しなければならない。

第 15 条 (契約終了の場合の措置)

(1) 乙は、本契約が終了する日(甲が第2条第4項①に規定する通知をしなかった場合においては、同条第4項②に規定する通知をした日から6ヶ月を経過した日)までに(第16条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明渡さなければならず、乙は甲に本契約書並びに鍵を返還するものとする。

(2) 乙は自然消耗にかかるもののほかは、すべて乙の費用にて契約当時の原状に回復する義務がある。尚、次項の場合は乙の負担とする。

① 破れ・穴・汚れ・変色・カビ、家具跡等に依る、畳・カーペット・クッションフロア・障子・襖・クロス等の表替、貼替、取替並びに塗

装の塗替等に要する費用。

② 畳、障子、襖等は、乙の占有期間の長、短を問わず明け渡し時には必ず表替、貼替、又は取替えを行なうものとする。

③ その他乙の占有上発生した修理に要する費用。

④ 本物件明け渡し後甲は甲所定の方法で鍵を交換し、乙は甲の定める費用を甲に支払うものとする。

⑤ 本物件の原状復帰の範囲に関する判断については全て甲の判断を尊重し、工事を甲又は甲の指定する業者が行ない乙が費用負担する事に乙は同意し、これらについて何等異議を述べない事とする。

(3) 乙は有益費用・造作費用・移転料・立退料その他何等の請求をしないものとする。

(4) 本契約が満了、解除その他の事由によって消滅した後も、乙が本物件を明け渡さない時は、その後明け渡しに至るまで賃料の倍額に相当する金員を損害金として甲に支払わなければならない。

また明け渡し遅滞に伴って甲が要した費用及び甲に与えた損害をも乙が賠償しなければならない。

(5) 本物件に乙が残置した物がある時は、甲は任意に処分または廃棄することができ、これに要した費用を乙は甲に支払わなければならない。

第 16 条 (無催告契約解除)

乙が次の各号の一つに該当する事由が生じた場合は、甲は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除する事が出来る。

(1) 賃料の支払いを3ヶ月分以上滞納した場合。

(2) 約定に反し、この契約第1条、第11条、第12条の規定に抵触する行為があった場合。

(3) 正当な理由なく又は無届にて2ヶ月以上本物件を使用しない場合、又は約束を実行しない場合。

- (4) 本契約に違背する行為があった場合。
- (5) 甲になんの通告もなしに本物件を引払い退去した時。
- (6) 差押、仮差押もしくは仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他の公権力の処分を受け、または破産、和議、会社更生、会社整理、資産減少、営業の廃止・変更・解散をした時。
- (7) 法人の場合、乙の代表者変更甲が承諾できない時。
- (8) 不正な行為によって入居した場合。
- (9) ①暴力団の事務所として使用した時。
②暴力団（これに類する団体等を含む）、又は構成員と判明した場合。
③暴力団組織の表示などをした時。
④暴力団員又は暴走族等の「たまり場」にした時。
⑤賭博の開帳、競輪・競馬等のノミ行為、売春の斡旋、麻薬・覚醒剤の密売、その他刑罰法令に触れるような行為をするようになった時。
⑥他の入居者、近隣居住者等に不安を抱かせ、もしくは迷惑を及ぼした時。
⑦公序良俗に反する行為を行った時。

第17条 (紛争の解決)

- (1) 乙と他の賃借人との間に生じた事故及び紛争については、乙において処理するものとする。
- (2) 諸事の紛争についての甲との交渉は、乙本人あるいは乙の代理弁護士以外は、一切認めないものとする。委任状等による代理人は認めない。
- (3) 本契約に関する訴訟については、甲の本店所在地（甲が個人の場合は甲の住居地）の管轄裁判所とする。

第18条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規に従うものとする。

第19条 (連帯保証人)

- (1) 連帯保証人は乙と連帯して本契約の義務履行に責任を負うものとする。
- (2) 連帯保証人が死亡した時、又は、連帯保証人として適切でないと甲が判断した時は、新たな連帯保証人を必要とし、乙は直ちに書面をもって届け出、甲の承諾を得なければならない。

特 約 条 項

- 1. 敷金と賃料の金額が入金された時、物件の引渡しを行う。
- 1. 乙は本物件引渡し時迄に甲の指定する火災保険に、加入しなければならないものとする。

以上の特約条項について、甲乙共確認した。

平成14年3月16日

平成14年3月16日

貸貸人(甲) 氏名 高砂市米田町米田150番地の1
 住 所 千都興産株式会社
 電 話 代表取締役 伊藤栄蔵

印

借借人(乙) 氏名 竹内英明
 住 所 [Redacted]
 本 籍 地 [Redacted]
 勤務先名称 瓦工
 勤務先電話 [Redacted]

連帯保証人 氏名 [Redacted]
 住 所 [Redacted]
 電 話 [Redacted]

連帯保証人 氏名 [Redacted]
 住 所 [Redacted]
 電 話 [Redacted]

表印

媒介業者 住 所 [Redacted]
 商 号 [Redacted]
 代表者氏名 [Redacted]
 電 話 [Redacted]
 取引主任者名 [Redacted]

管 理 者

定期賃貸住宅契約についての説明

貸主(甲) 住 所 高砂市米田町米田150番地の1
 千都興産株式会社

氏 名 代表取締役 伊藤栄蔵

代理人 住 所 高砂市米田町島2番地
 ヤング開発株式会社

氏 名 代表取締役 伊藤栄蔵

下記住宅について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、
 借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明します。

下記住宅の賃貸借契約は、期間の満了と同時に当然に終了し、
 いわゆる更新がありませんので御注意下さい。

(1) 住 宅	名 称	トホリハイツ	
	所在地	姫路市砂塚50	
	号 室	2階 F号	
(2) 契約期間	始期	14年4月1日から	8年0月間
	終期	22年2月31日まで	

上記住宅につきまして、借地借家法第38条第2項に基づ
 く説明を受けました。

平成 年 月 日
 借主(乙) 住 所 [Redacted]

氏 名 竹内英明

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目																																																																									
4	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 <u>事務所費</u>・事務費・人件費</p> <table border="1" data-bbox="1133 403 1444 1041"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td></td></tr><tr><td>案分の説明</td><td></td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 680px; top: 300px;">案分率</p> <div data-bbox="462 616 885 1444" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>通常払込料金 電気料金払込票兼受領証 加入者負担</p><table border="1"><tr><td>口座番号</td><td colspan="4">[REDACTED]</td></tr><tr><td>加入者名</td><td colspan="4">関西電力株式会社</td></tr><tr><td>金額</td><td></td><td></td><td>1 5 0 0</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td></tr><tr><td>日付</td><td>日</td><td>所</td><td>番 号</td><td>契機 月分</td></tr><tr><td>09</td><td>8</td><td>11</td><td>601250900</td><td>31 4</td></tr><tr><td>お払込人</td><td colspan="4">竹内 ひであき 事務 様</td></tr><tr><td>所</td><td colspan="4">[REDACTED]</td></tr><tr><td>料金</td><td colspan="4">受付局 (金融機関) 日附印</td></tr><tr><td></td><td colspan="4">31-04-10</td></tr><tr><td>備考</td><td colspan="4">郵便局</td></tr><tr><td></td><td colspan="4">(43794)</td></tr><tr><td></td><td colspan="4">N94160002</td></tr></table><p style="font-size: small; writing-mode: vertical-rl;">切取り取らないでお支払い窓口にお出しください。</p></div>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分		案分の説明		口座番号	[REDACTED]				加入者名	関西電力株式会社				金額			1 5 0 0	円					2	日付	日	所	番 号	契機 月分	09	8	11	601250900	31 4	お払込人	竹内 ひであき 事務 様				所	[REDACTED]				料金	受付局 (金融機関) 日附印					31-04-10				備考	郵便局					(43794)					N94160002			
共通案分率	50%																																																																									
	25%																																																																									
それ以外の案分																																																																										
案分の説明																																																																										
口座番号	[REDACTED]																																																																									
加入者名	関西電力株式会社																																																																									
金額			1 5 0 0	円																																																																						
				2																																																																						
日付	日	所	番 号	契機 月分																																																																						
09	8	11	601250900	31 4																																																																						
お払込人	竹内 ひであき 事務 様																																																																									
所	[REDACTED]																																																																									
料金	受付局 (金融機関) 日附印																																																																									
	31-04-10																																																																									
備考	郵便局																																																																									
	(43794)																																																																									
	N94160002																																																																									

いつもご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

竹内 ひであき 事務所 様

お客さま番号	日程	所	番 号		
09811601	25	0900			
供給地点特定番号	06	0098	1160	1250	9001 0000
31年 4月分	ご使用期間	3月12日～ 4月 9日			
ご契約内容	従量電灯A				

ご使用量	510kWh
計器番号	593
当月指示数	3622
前月指示数	3112
ご参考：前年同月ご使用量 (期間 3/9～4/9)	208kWh
対前年同月比	+145.1%

ご請求金額	15,002 円
お支払期限日	5月10日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
最低料金	334.82	再エネ促進賦課金	1,479.00
1段料金	2,094.75	消費税等相当額(再掲)	1,111.00
2段料金	4,559.40		
3段料金	6,039.60		
燃料費調整額	+ 494.73		

単価名称	月分	最初の15kWhに対して	15kWhをこえる1kWhにつき
燃料費調整	当月分	+14円58銭	+97銭
	翌月分	+13円37銭	+89銭
再エネ促進賦課金	当月分	43円50銭	2円90銭

電 気 料 金 額 取 消 の お 知 ら せ	
年 月 分	ご使用期間
契約種別	
ご使用量	振替日
領収金額	***** 消費税等相当額 (再掲)
口座名義	
店舗	口座番号

検針日 4月10日 次回検針日 5月14日 検針員 XXXXXXXXXX
 関西電力株式会社 受託会社 関電サービス株式会社

お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております

本票は、お支払いの金額が正しく記載されていることを確認してください。

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成31年 4月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目																																
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費																																
	共通案分率 <u>50%</u> 25%	それ以外の案分 案分の説明																															
<table border="1"><tr><td colspan="2">通常払込料金 加入者負担</td><td colspan="2">電気料金払込票兼受領証</td></tr><tr><td>加入者名</td><td colspan="3">関西電力株式会社</td></tr><tr><td>金額</td><td colspan="3">2011 円</td></tr><tr><td>お振込み 口座番号</td><td>0981160125160031</td><td>契約月分</td><td>4</td></tr><tr><td>お払込人</td><td colspan="3">竹内 ひであき 事務 様</td></tr><tr><td rowspan="2">料金</td><td colspan="3">受付局(金融機関)日附印</td></tr><tr><td colspan="3">31-04-10</td></tr><tr><td>備考</td><td colspan="3">郵便局 (43794) N94160003</td></tr></table>			通常払込料金 加入者負担		電気料金払込票兼受領証		加入者名	関西電力株式会社			金額	2011 円			お振込み 口座番号	0981160125160031	契約月分	4	お払込人	竹内 ひであき 事務 様			料金	受付局(金融機関)日附印			31-04-10			備考	郵便局 (43794) N94160003		
通常払込料金 加入者負担		電気料金払込票兼受領証																															
加入者名	関西電力株式会社																																
金額	2011 円																																
お振込み 口座番号	0981160125160031	契約月分	4																														
お払込人	竹内 ひであき 事務 様																																
料金	受付局(金融機関)日附印																																
	31-04-10																																
備考	郵便局 (43794) N94160003																																

案分率

切取り限らないでお支払い窓口にお出しください。

いつもご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

竹内 ひであき 事務所 様

お客様番号	日程	所	番 号		
0981	1601	25	1600		
供給地点特定番号	06	0098	1160	1251	6001 0000
31年4月分	ご使用期間	3月12日～ 4月9日			
ご契約内容	従量電灯A				

ご使用量	83kWh
計器番号	722
当月指示数	1837.95
前月指示数	1754.93
ご参考：前年同月ご使用量（期間 3/9～4/9）	35kWh
対前年同月比	+137.1%

ご請求金額 2,011 円

お支払期限日 5月10日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
最低料金	334.82	再エネ促進賦課金	240.00
1段料金	1,356.60	消費税等相当額(再掲)	148.00
燃料費調整額	+ 80.54		

単価名称	月分	最初の15kWhに対して	15kWhをこえる1kWhにつき
燃料費調整	当月分	+14円56銭	+97銭
	翌月分	+13円37銭	+89銭
再エネ促進賦課金	当月分	43円50銭	2円90銭

電気料金領取済のお知らせ

年 月 分	ご使用期間
契約種別	
ご使用量	振替日
領取金額	***** 消費税等相当額(再掲)
口座名義	
店舗	口座番号

検針日 4月10日 次回検針日 5月14日 検針員

関西電力株式会社 受託会社 関電サービス株式会社

お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております

本票は、ご請求金額の領収書として有効です。

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
 (会派名 ひょうご県民連合)
 (議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 ・人件費	
6		共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 案分の説明 事務用品購入 ノートパソコン10台 468円 エピー用紙A4 500枚×10冊 3108円 " A3 500枚×5冊 3529円 ノートパソコン 10本×738円 計 738円

アスクルご請求書

2019年04月10日締切分

670-0802
兵庫県姫路市
砥堀50
トホリハイツ1F



お問い合わせ番号 23038626

竹内ひであき事務所

様

G5 001463 00049/01750 23038626 G

05250632 C15-A1

アスクル担当販売店

株式会社ベンハウス
代表取締役 尾上大輔
兵庫県姫路市
南条637

648175

TEL: 079-265-5370

FAX: 079-265-5371

ご購入いただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

TEL: 079-222-5500

担当:アスクル担当者

このお支払いは、明細書ではアスクル担当販売店までお願い申し上げます。

アスクルの売上も
ベンハウスご請求書に **9,340円**
含まれています。 (うち消費税等 691円)

お支払い日 ▶ 2019年04月25日

お支払い方法 ▶ 郵便/コンビニ支払

対象期間 2019/03/11 ~ 2019/04/10

当月お買い上げ金額 9,340円

当月返品金額 0円

当月値引金額 0円

お支払いには、別紙の払込取扱票をご利用ください。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/クー
03/15 86891929					
596-911 セロハンテープ 15mm×35m 1パック (10巻入)	1	468	468		8.0%
542-680 V] スーパーホワイト+ A4 1箱 (500枚入×10冊)	1	3,108	3,108		8.0%
542-705 V] スーパーホワイト+ A3 1箱 (500枚入×5冊)	1	3,529	3,529		8.0%
560-605 貼ってはがせるオフィスのノート38×50mmイエロー20冊	1	759	759		8.0%
		小計	7,864	竹内様ご発注分	
03/27 88935200					
989-051 スーパーグリップノック 赤インク BSGK-10F-RR 1	1	738	738		8.0%
989-042 スーパーグリップノック 黒インク BSGK-10F-BB 1	1	738	738		8.0%
		小計	1,476	竹内様ご発注分	

お知らせ

お支払いに関するお問い合わせにつきましては、表面右上のお客様の担当販売店までお願い申し上げます。
 アスクルサービス、商品等に関するお問い合わせにつきましては、アスクルお客様サービスデスク
 (0120-345-861) または <http://www.askul.co.jp/support>
 までお願い申し上げます。

税率別明細

税区分(税率)	お買い上げ金額	返品金額	値引金額	小 計	うち消費税等
課税 (8.0%)	9,340	0	0	9,340	691
合 計	9,340	0	0	9,340	691

グリーン商品お買い上げ実績

	全 体	グリーン商品
購入額(税込)	9,340	9,340

アスクルスイートポイント明細

お客様のステージは ▶	ステージです。	(2019年03月01日~2019年08月末日)
前回までのポイント	獲得ポイント	賞品交換ポイント
		期限切れポイント
		ご利用可能ポイント
		月別期限切れポイント

お知らせ

<お買い上げ累計金額(税抜き)>: 8,651円 (累計金額の対象期間: 2019年03月01日~2019年08月末日)
 累計金額 200,000円(税抜き)以上で、翌半年間「基本ポイント×1.2のゴールドステージ」です。
 累計金額 400,000円(税抜き)以上で、翌半年間「基本ポイント×1.5のプラチナステージ」です。
 当月獲得ポイントは、18ヶ月間有効です。
 賞品ラインナップなど、詳しくは <http://www.askul.co.jp/sweet/> をご覧ください。

本書面の記載内容について

1. お客様の担当販売店(表面右上記載の「アスクル担当販売店」)は、ご請求・お支払いに関する窓口です。
2. 「うち消費税等」の金額は、「当月ご請求額(当月ご利用額)」から非課税金額を差し引いた金額に消費税率を乗じた金額(円未満切捨)を表示しております。
3. ご返品につきましては、アスクル返品センターへ到着した日時が、お客様の当月ご請求締切日を越える場合には、翌月のご請求締切日に計上されることがございます。

オフィス家電 春トクセール!

カタログにない
 チラシ・Webだけの
 お買得商品が満載!
 在庫限り特価も
 あるのでお早めに!

28,000 (税込 ¥30,240)
 圧巻の安さと品質のリサイクルパソコン!
 東芝 dynabook PB552FFA1R5A51

¥16,800 (税込 ¥18,144)
 東芝 コードレス クリーナー
 2019年5月31日までの期間限定価格!

Webでケーブル各種、10%OFFクーポン配布中!



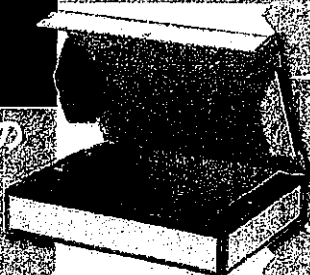
くわしくは www.askul.co.jp/

アスクルWebサイトで

オフィス家電 春トクセール

小さな荷物がお得に送れる!

ヤマト運輸指定の
宅急便コンパクト専用BOX



セールスドライバーの業務はもちろん、宅急便センターやコンビニへの持ち込みも可能。

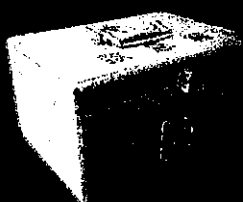
1BOXあたり **¥61** (税込 ¥65)
 送料200円(税込)以上で送料が無料!



※エリア別運賃や、さらに割引ができるサービスについては、ヤマト運輸のホームページでご確認ください。

お申込番号 **J48-0427**

宅急便コンパクト



救急箱、絆創膏から体温計、担架、AEDまで。
今こそ見直し! 職場の救急用品

もれなくスイートポイント最大1700ptの獲得チャンス!



くわしくはアスクルWebサイトで → www.askul.co.jp/ 救急ようひん

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費 <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費		
7	別紙	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	
		案分の説明	
			書籍購入
			「イテホギ」と日本政治」
		案分率	案分率100%

領収書

竹内 英明 様

但し : クレジットカードにてお支払い

利用明細

注文番号 : 213310-20190423-0130060828

注文日 : 2019/04/23 10:19

発送日 : 2019/04/23

商品明細

商品コード	商品名	数量	単価(税込)	金額(税込)
9784787719034	イデオロギーと日本政治	1	3,024	3,024

合計金額(税込) 3,024

支払金額 3,024

ご利用ありがとうございました。

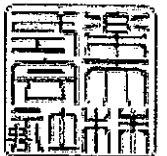
楽天株式会社

〒158-8094

東京都世田谷区玉川一丁目14番1

TEL: 03-6221-7618

e-mail: info@books.rakuten.co.jp



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費		
8		共通案分率	50%
		それ以外の案分	25%
		案分の説明	案分率100%
		案分率	

YC 領 収 書

区域031 全戸0009 お問合せNo16944

お名前 竹内 英明 様

砥堀50

トホリハイツ 1F

31年 4月分

銘 柄

	部 数	金 額	◇左記の通り領収しました
1 読売新聞セット	1	4,400	
2			
3			
合 計		4,400 円	領収日 31年 4月 25日

ご購読ありがとうございます。
今後とも宜しくお願いします。

読売センター姫路東
姫路市保城477-4

TEL 079-282-6420



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費	
9	共通案分率	50%
		25%
	それ以外の案分	案分の説明
	案分率	案分率100%

領 収 証

2019年04月分

No. 1- 101-0055-500

砥堀50

トホリハイツ1F

竹内 英明 様

品 名	部	金 額
神戸セツト	1	4,037
神戸NEXT	1	162
合 計 (内消費税等)		¥ 4,199 (¥199)

お知らせ

1731.4.25

いつもお世話になります。
これからも宜しくお願い致します。
募 集
朝刊・夕刊アルバイト

ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。
これからも宜しくお願い致します。

神戸新聞 デイリースポーツ
産経新聞 サンケイスポーツ
毎日新聞 スポーツニッポン
日本経済新聞
日刊工業新聞 他

中安新聞舗
TEL 079-264-1840
FAX 079-264-2960

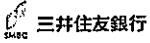


(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目								
10	別紙	<table border="1"><tr><td data-bbox="1134 409 1315 495">共通案分率</td><td data-bbox="1315 409 1433 495">50% 25%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1134 495 1433 1048">それ以外の案分 案分の説明 事務所兼客用駐車場 賃料(4月分)</td></tr><tr><td data-bbox="1086 678 1134 775" rowspan="2">案 分 率</td><td data-bbox="1134 678 1315 1048"></td><td data-bbox="1315 678 1433 1048"></td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明 事務所兼客用駐車場 賃料(4月分)		案 分 率		
共通案分率	50% 25%								
それ以外の案分 案分の説明 事務所兼客用駐車場 賃料(4月分)									
案 分 率									



外資ヒデアキさまの振込内容は以下のとおりです。

受付番号:P振0426890287

平成 31年 4月 26日 12:04現在

振込先	振込先	[REDACTED]		
	受取人名	[REDACTED]		
出金口座	出金口座	[REDACTED]		
	振込依頼人	外資ヒデアキ		
	電話番号	079-265-5370		
振込金額	合計引落金額	10,000円	振込金額	10,000円
			手数料	0円
依頼日 (資金引落日)	H31. 4.26 (金) /			
振込日	H31. 4.26 (金) /			

駐車場所使用契約書

(独)兵庫県宅地建物取引業協会制定約款

駐車場所の表示

名称	毎積外科駐車場
所在地	姫路市砥柱ニレ木24
駐車指定場所	D

車種等

登録(車両)番号	来客用
車名	
登録名義人	
使用者名義	
使用目的	自家用 商用 その他()

契約期間等

契約期間	平成19年9月1日から平成21年8月31日までの2年間
借主の解約通知	解約期日の1ヶ月前
貸主の解約通知	解約期日の6ヶ月前

保証金(敷金)等

保証金(敷金)金	円也
保証金(敷金)の返還の時期	本契約第12条に定める明渡し完了後 日以内

駐車料金 以下記消費税には、地方消費税も含まれています。

駐車料金(月額)金	5,000 円也 (うち消費税 円也)
-----------	---------------------

車庫証明発行時の駐車料金の前納

本契約第6条に定める車庫証明発行時に駐車料金の	6ヶ月分を前納する
その他の費用	別契約とする。

駐車料金の支払い方法 前月末日までに、お振込み下さい。

持参払い(場所)	
振込払い	

特約

③(業者控)

1. 駐車中の損傷、盗難等は地主は責任をとりません。

貸貸人 (以下「貸主」という) と、賃借人 竹内英明 (以下「借主」という) との間に、表記駐車場所について、本契約書のとおり契約を締結し、この契約を証するため本契約書2通を作成して貸主・借主が署(記)名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年9月4日

(貸主) 住所 氏名 TEL (代理人) 住所 氏名 TEL

(借主) 住所 氏名 TEL 借主の署名の連続

(管理者) 住所 商号(名称) TEL

(媒介業者) 免許番号 [知事・建設大臣] () 号 事務所所在地 商号(名称) 代表者氏名 取引主任者 登録番号 () 第 号 氏名

(媒介業者) 免許番号 [知事・建設大臣] () 号 事務所所在地 商号(名称) 代表者氏名 取引主任者 登録番号 () 第 号 氏名

—— 契約条項 ——

賃貸借の目的および条件

第1条 貸主は、借主に本駐車場所を、表記に記載する自動車の駐車場所として表記条件で賃貸し、借主はこれ賃借した。

2 借主は、本契約締結と同時に、表記車種等欄に記入できないときは、貸主に後日必ず車検証の写しを提出するものとする。

保証金(敷金)

第2条 借主は、本契約締結と同時に、表記保証金(敷金)を支払うものとする。ただし、この金員には利息をつけないものとする。

賃料

第3条 借主は、表記賃料を毎月末日までに翌月分を表記の方法で貸主に支払うものとする。なお、支払いに必要な費用は借主の負担とする。

2 契約および解約時の賃料の計算は次のとおりとする。
(1) 契約時の1ヶ月未満の賃料は、引渡し日をもって日割り計算とする。
(2) 解約時の1ヶ月未満の賃料は、日割り差し戻しはしないものとする。

賃料の改定

第4条 貸主は、契約期間中であっても公租公課の増減、経済事情の変動・近隣の賃料との比較等により不相当となったときは賃料を改定することができる。

契約期間等

第5条 本駐車場所の賃貸借の契約期間は表記のとおりとする。期間満了の際、貸主・借主に異議がないときは更に1年間期間を延長することができる。

車庫証明及び届出書

第6条 借主は、貸主から自動車保管場所証明(車庫証明)に要する使用承諾書の交付を受ける場合には、表記金額を前納するものとする。

2 第1項の定めにより前納された賃料は、途中で解約された場合であっても返還しないものとする。
3 使用承諾書の交付を受けた借主が、本契約を解約または終了したときは、貸主・借主が連名により警察へ提出する所定の届出書に定める借主が記入すべき事項(解約後の自動車の保管場所、譲渡先または廃車年月日)について記入し、かつ署名(記)名押印しなければならない。

車種等の変更

第7条 借主は、表記車種等の変更をするときは、事前に貸主に必要な事項を通知し承諾を得るものとする。

免責事項

第8条 貸主は、本駐車場内において生じた盗難・衝突及び破損・人身事故等および天災地変・風水害・火災等による事故被害に対して、一切その責を負わないものとする。

2 本契約は次の場合には、催告その他の手続きを要しないで、当然に終了するものであり、無条件解約となる。
(1) 本駐車場所が、天災地変・風水害・火災等によって駐車場所の使用が不可能となったとき。
(2) 本駐車場所の全部または一部が公共事業のため、買い上げ・取用または使用され、契約を存続することができないとき。

禁止事項

第9条 借主は、貸主の書面による承諾を得ずに、本駐車場所の賃借権を第三者に譲渡またはこれを担保に供し、または第三者に転貸しもしくは使用させることをしてはならない。

契約の解除

第10条 契約期間中に貸主または借主が契約を解約するときは、表記期日までにその旨を相手方に対して通知するものとする。

2 借主が下記の条項の一つに該当したときは、貸主は催告をしないで本契約を解除することができる。
(1) 駐車料金の支払いを滞納したとき
(2) 表記自動車の駐車以外の目的に使用したとき
(3) 有害・危険もしくは近隣の迷惑となる行為をしたとき
(4) 賃貸物件およびそれに付随する施設等に損害をおよぼしたとき
(5) 借主が禁治産者、準禁治産者または破産の宣告を受けたとき
(6) 借主が法人の場合、その法人が法人としての機能を喪失したと貸主が認めたとき
(7) その他本契約の各条項に違反したとき
3 期間満了又は契約解除により本契約終了後、借主の自動車の本駐車場所に駐車してあるときは、貸主は適宜の方法で撤去できるものとし、借主は何ら異議を申さないものとする。なお、撤去に要する費用は借主の負担とする。

賠償責任

第11条 借主又はその関係者の行為により、貸主の設備・造作、その他駐車場内の他の自動車等に損害を与えたときは、借主は直ちにその旨を貸主に報告し、遅滞なくその損害を賠償しなければならない。

保証金(敷金)の返還等

第12条 本契約が終了したときは、借主は貸主に対する一切の債務等を弁済し、明渡ししなければならない。

2 貸主は、前項の債務弁済等の確認をし、明渡しを受けたときは、表記返還時期以内に、借主に保証金(敷金)を返還するものとする。ただし、未払いの賃料、損害金、その他借主が負担する債務が残存しているときは、保証金(敷金)をこれに充当してその残額を借主に返還するものとする。
3 借主は、契約上の保証金(敷金)返還請求権を第三者に譲渡またはこれを担保に供してはならない。

合意管轄

第13条 この契約に関する紛争については、貸主の居住地を管轄する裁判所を各当事者合意の裁判所とする。

協議事項

第14条 本契約に定めのない事項については関係法規に従い、誠意をもって協議するものとする。以上

駐車場所使用契約書

（財）兵庫県宅地建物取引業協会制定約款

駐車場所の表示

名 称	寺積外科駐車場
所在地	姫路市西塚ニノ木 24
駐車指定場所	三

車種等

登録(車両)番号	未登録
車 名	
登録名義人	
使用者名義	
使用目的	自家用 商用 その他()

契約期間等

契約期間	平成17年7月1日から平成21年6月31日までの4年間
借主の解約通知	解約期日の1ヶ月前
貸主の解約通知	解約期日の6ヶ月前

保証金(敷金)等

保証金(敷金)	金 [] 円也
保証金(敷金)の返還の時期	本契約第12条に定める明渡し完了後 [] 日以内

駐車料金 ※下記消費税には、地方消費税も含まれています。

駐車料金(月額)	金 5,000 円也 (うち消費税 [] 円也)
----------	---------------------------

車庫証明発行時の駐車料金の前納

本契約第6条に定める車庫証明発行時に駐車料金の	6ヶ月分を前納する
その他の費用	別契約とする。

駐車料金の支払い方法 前月末日までに振り込み下さい。

持参払い(場所)	
振込払い	

特約

③(業者控)

一人駐車の損傷、盗難等は地主は責任をとうない。

貸與人 [] (以下「貸主」という)と、賃借人 竹内英明 (以下「借主」という)との間に、表記駐車場所について、本契約書のとおり契約を締結し、この契約を証するため本契約書2通を作成して貸主・借主が署(記)名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年9月4日

(貸主) [] (代理人) []
住所 [] 住所 []
氏名 [] 氏名 []
TEL [] TEL []

(借主) [] TEL []
住所 [] 借主の職の連絡先 []
氏名 竹内英明

(管理者) []
住所 []
商号(名称) [] TEL []

(媒介業者) 免許番号 [] 知事・建設大臣() 号 []
事務所所在地 []
商号(名称) []
代表者氏名 []
取引主任者 登録番号() 第 [] 号 []
氏名 []

(媒介業者) 免許番号 [] 知事・建設大臣() 号 []
事務所所在地 []
商号(名称) []
代表者氏名 []
取引主任者 登録番号() 第 [] 号 []
氏名 []

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理番号	使 途 項 目	
11	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
	共通案分率	50% 25%
	それ以外の案分 案分の説明	案分率
	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 竹内 ひであき事務 所 様</p> <p>お客様番号 4605-0032-65925</p> <p>2019年 4月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥7,341-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日 印 31.4.26</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	

請求書 (西日本ご利用分)

670-0802
姫路市砥堀50-1

郵便区内特別



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

トホリハイツ 1F
竹内 ひであき事務所 様

発行年月日 2019年 4月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M20021111009 16892 16808 00 J
61 000000 10 19040301J



019042101047045651

16892

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 3 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5051-2692 4605-0032-65925	2019年 4月ご請求分	7,341円	2019年 5月 7日(火)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 6,801円
NTTファイナンス分ご請求額 540円
(合計) 7,341円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光ももっとも割、Web光ももっとも割、ドーンと割、ドーンと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5051-2692	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0032-65925)

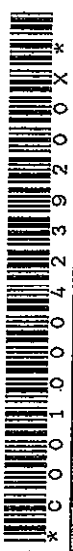
内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX	
◆00-5051-2692 ◇NTT西日本ご利用分 6,801	5,400 -1,690	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 光ももっとも割	3月 1日～ 3月31日 3月 1日～ 3月31日。2ヶ月経過後、割引額は1,790円。	合 算 合 算
	1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1	3月 1日～ 3月31日 電話番号は079-265-5370	合 算
	480	ひかり電話A (エース) 定額料2	3月 1日～ 3月31日 ひかり電話A使用料は本料金と定額料1の合計です。	合 算
	100	ひかり電話対応機器使用料	3月 1日～ 3月31日	合 算
	200	複数チャネル使用料	3月 1日～ 3月31日	合 算
	100	追加番号使用料	3月 1日～ 3月31日	合 算
	280	ひかり電話 (通話料)	3月 1日～ 3月31日 翌月への繰越額は480円です。	合 算
	-280	ひかり電話A (エース) 定額料分通話	3月 1日～ 3月31日 ひかり電話A定額料に含まれ、通話料から減算します。	合 算
	534	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	3月 1日～ 3月31日	合 算
	4	ユニバーサルサービス料	3月 1日～ 3月31日 2番号分	合 算
	100	発行手数料	本請求等との発行にかかわる各種費用になります。	合 算
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。	合 算
◇NTT西日本分 (小計)	503	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%	

<p>***NTT西日本からのお知らせ***</p> <p>※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)</p> <p>※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)</p> <p>※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)</p> <p>※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について***</p> <p>ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。</p>
--	--

M2002111009 16892 16808 00

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5051-2692	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0032-65925)



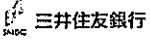
内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税 T.
	6,801	6,801	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	540	540	BB. excite サービス利用料 * BB. excite 1月利用料 エキサイト株式会社ご利用分。	非課
◇合計	7,341	7,341	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <u>事務費</u> ・人件費	
12	別紙	共通案分率
		50% 25%
		それ以外の案分 案分の説明 コピー機レンタル 使用料金(4A分)
		案分率



お好ヒデアキさまの振込内容は以下のとおりです。

受付番号:P振0426889511

平成 31年 4月 26日 12:02現在

振込先	振込先	[REDACTED]		
	受取人名	アキアキ デヂアキ (カ)		
出金口座	出金口座	[REDACTED]		
	振込依頼人	お好ヒデアキさま		
	電話番号	079-265-5370		
振込金額	合計引落金額	40,072円	振込金額	40,072円
			手数料	0円
依頼日 (資金引落日)	H31. 4.26 (金) ✓			
振込日	H31. 4.26 (金) ✓			

(1372797002)

Copyright © 2016 Sumitomo Mitsui Banking Corporation. All Rights Reserved.

期間限定
三井住友VISA SMBC CARDご入金へ
お祝いプレゼント! 20%
ご利用金額の
20%
戻ってくる!
(上限1万円)

50回に1回の
確率でお買い物が
全額タダ
(上限10万円)

竹内ひであき事務所 様

ご請求書

発行日 2019年 04月 22日 請求No. 19046694314

RICOH

リコージャパン株式会社

お問合わせ 請求書お問い合わせ窓口

TEL: 0120-611-099

6050122

60510512



お客様コード 6248358

(60500200622)

ご請求金額 (税込) 40,072 円

左記の通りご請求申し上げます。2019年04月20日締分
お支払期日 2019年05月20日 お支払方法 振込

振込銀行 支店 種類 口座番号 名義人

【お取引明細】

月日	商品名	伝票No.	数量	単価	お買上金額 [税抜]	消費税金額
04.05	IMAGIO MP Pトナー ブラック C4500	110908	1	0	0	0
ご発注No.・備考 設置先: 竹内ひであき事務所						
04.14	IMAGIO MPC3500i ^o パフォーマンスチャージ	P64301			25,104	2,008
		3A83628506				
04.14	PPC レンタリヨウ	P64302			12,000	960
		3A83628506				
	お買上金額 合計	(税込	40,072)		37,104	2,968
	—	8%対象 (税込	40,072)		37,104	2,968
	—	その他 (税込	0)		0	0

【お知らせ】お振込の場合は手数料ご負担をお願い致します。手数料不要の口座引落もご用意しておりますので詳しくは上記連絡先へお問合せ下さい。

うち基本料金 16,200円(レンタル料・保守料)を
対象とし、料率は50%とします。

2013年8月吉日

お客様 各位

株式会社阪神デジタルプロ
代表取締役社長 吉田 勝美

経営統合に伴う販売体制変更のご案内

拝啓、時下益々ご清業のこととお慶び申し上げます。
平素は、格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
さて、この度「株式会社阪神デジタルプロ」は、2013年10月1日をもってリコージャパン株式会社と経営統合し、社名を「リコージャパン株式会社」に改称することとなりました。
この販売体制変更により、お客様起点での活動を更に強化し、より一層お客様のご期待にお応えできるよう進めてまいりますので、ご支援、ご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. リコージャパン 会社概要

- ・会社名称 リコージャパン株式会社
- ・本社所在地 東京都中央区銀座8-13-1 リコービル
- ・売上高 567,761百万円(2013年3月期)!
- ・従業員数 10,705名(2013年3月期)

2. 営業担当窓口について

10月1日以降のお問い合わせについては、下記番号にお願いいたします。

- リコージャパン株式会社 兵庫支社
- ・電話番号 078-232-8533
 - ・FAX番号 078-232-8514

3. 消耗品のご注文について

10月1日以降の消耗品のご注文については、下記番号にお願いいたします。

- ・電話番号 0120-369-376 (フリーダイヤル)
- ・FAX番号 0120-369-377 (フリーダイヤル)

NetRICOHにてご注文のお客様は、従来通り継続してご利用を頂けます。但し、一部画面の変更点については、別途「NetRICOHご利用設定変更のお知らせ」のメールにてご案内となります。

4. 修理のご依頼について

10月1日以降のリコー製品の修理のご依頼については、リコーテクニカルコールセンターフリーダイヤル 0120-892-111 までご連絡をお願いいたします。

5. 代金口座振替サービスについて

10月1日以降の口座振替分より、引落名義が「RL」リコージャパン(カ)に変更になります。

6. お振込銀行口座の変更について

- (変更前) 口座名義 : 株式会社阪神デジタルプロ
- (変更後) 口座名義 : リコージャパン株式会社

お振込みいただく銀行・支店、預金種目、口座番号は従来通りとさせていただきます。変更がある場合には、別途ご案内をさせていただきます。

7. 本件についてのお問合せ先

弊社、担当者までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

以上



レンタル契約書

(お客様名称) (以下、「甲」といいます。)と株式会社阪神デジタルプロ (以下、「乙」といいます。)とは、表記第1項記載の複合機及びその付帯機器 (以下「本件物件」といいます。)につき甲を借主とし乙を貸主とするレンタル契約 (以下、「本契約」といいます。)を下記条項にて締結します。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し甲乙夫々記名押印の上、各1通ずつ保有します。

平成25年9月5日

甲 (借主)

住所

姫路市砥堀50

氏名

谷内英明

乙 (貸主)

住所

神戸市中央区琴ノ緒町2丁目3の29
株式会社阪神デジタルプロ神戸支店

氏名

支店長 岡本 晃

1. 本件物件の表示

メーカー名	品名・機種	機番	数量
リコー	MPC3500SPF	628506	1

2. 本件物件の使用場所

住所：姫路市砥堀50

3. レンタル期間

2012年 5月 24日から2014年 3月 31日迄。

4. 月額レンタル料金及び搬入・搬出費 (消費税含まず)

月額レンタル料金 12,000円 搬入・搬出費 各 10,000円

5. 保守料金 (トナー込) (消費税含まず)

月額基本料金 3,000円

モノカラー従量料金 @ 6.0円

フルカラー従量料金 @ 30.0円

※基本料金とカウンター料金のどちらか高い金額の請求となります。

6. 支払い条件及び支払い方法 (*当社は振込でお願いしています。)

支払期日：毎月 20 日締め 翌月 20日 支払い方法：振込

レンタル契約条項

第1条 (本契約の趣旨)

甲は、本件物件を乙から営業のために又は営業として借り受けて日本国内における表記第2項規定の場所(以下、「使用場所」といいます。)において、善良なる管理者の注意をもって自己の費用負担にて使用するのとし、使用期間(以下、「レンタル期間」といいます。)は表記第3項に規定の通りとします。

第2条 (本件物件の引渡し)

- 乙は、レンタル期間の開始までに、本件物件を使用場所に納入するものとし、納入の日時は別途甲乙協議の上定めるものとし、
- 納入時の搬入、搬出費の額は、表記第4項に規定の通りとし、甲の負担とします。
- 納入時は、両者立会いの上瑕疵の有無の確認をする甲が立会いができない場合は、瑕疵の有無の確認したもののみし本件物件の引渡しが完了したものとします。
- 甲は、本件物件引渡し後直ちに、本件物件のカウンター数値を確認し、乙に通知するものとし、

第3条 (瑕疵担保)

乙は、本件物件が引渡しの時において正常の性能を備えていることのみを担保するものとし、本件物件に対して市場性や特定の目的への適合性について、明示、暗示を問わず一切の保証をしないものとします。

第4条 (本件物件の所有権)

- 甲は、本件物件の所有権が乙又は第三者に帰属するものであることを認識するものとし、
- 甲は、本件物件を第三者に譲渡し、担保に差し入れ、質権を設定するなど、本件物件の所有権者(以下、単に「所有者」といいます。)の権利を侵害する行為をしてはならないものとし、
- 第三者による権利主張や、保全処分・強制執行等によって本件物件の所有権が侵害される恐れがある場合、甲は、本件物件が所有者の所有にかかわるものであることを主張証明してその侵害防止に努めると共に、直ちにその事情を乙に説明するものとし、

第5条 (使用不可時の修理交換)

レンタル期間中に本件物件の性能に異常が生じて正常に使用できなくなった場合、甲は速やかにその旨を乙に通知するものとし、乙は、本件物件の修理又は交換を行うものとし、

第6条 (保守)

乙は、本件物件を良好な状態に維持するために必要な点検・調整または故障修理をおこなうとともに、必要な消耗品(用紙を除く、以下同じ)の供給、交換(以下、総称して「保守」といいます。)を行うものとし、

下各号の何らかに該当する故障は、前項に定める保守の対象外とします。

- 事故、誤操作、その他取扱上の不注意に起因する故障
- 乙以外の者による修理若しくは改造又は移動に起因する故障
- 火災、風水害、地震等の天災地変その他不可抗力に起因する故障
- 乙の指定したものの以外の部品又は消耗品等の使用に起因する故障
- 積塵、性能に影響を及ぼさない経年劣化等に起因する故障
- その他、甲の故意又は過失に起因する故障

第7条 (本件物件の滅失毀損)

- 本件物件が滅失又は毀損した場合、甲は直ちに乙に対し書面にてその旨通知するものとし、
- 前項の場合、甲は、滅失毀損の理由の如何を問わず、当該滅失毀損に起因して乙が被った損害を賠償するものとし、

第8条 (禁止事項)

甲は、以下の行為をしてはならないものとし、

- 乙の事前の書面による承諾なく本件物件の使用場所を変更すること。
- 乙の事前の書面による承諾なく本件物件を第三者に転貸すること。
- 本件物件を改造し、加工し又はオプション品を取り付けて使用すること。
- 本件物件を修理すること。
- 本件物件と共に乙から提供された感光体、部品、消耗品等を本件物件使用以外の目的に流用すること。

第9条 (プログラムの複製等の禁止)

甲は、本件物件がプログラムを含むものである場合、そのプログラムの全部又は一部につき以下の行為をしてはならないものとし、

- 第三者に譲渡し又は再使用権を設定すること。
- 複製すること。
- 変更又は改作すること。

前各号の他、プログラムの著作権者の権利を侵害するおそれのある行為。

甲は、プログラムの保管及び使用を自己の責任において行うものとし、当該プログラムの保管又は使用に起因して生じる一切の損害につき、乙、及び所有者は責任を負わないものとし、

第10条 (本件物件の返還)

- 甲は、レンタル期間の末日に本件物件を乙の指定場所にて原状で乙に返還するものとし、この時の本件物件の使用場所からの撤去費は表記第4項に規定通りとし、甲の負担とします。
- 甲は、本件物件の返還時に、本件物件のカウンター数値を確認し、乙に通知するものとし、

第11条 (情報の管理責任)

- 甲は、レンタル期間中に本件物件に情報を記憶される場合、自己の責任においてこれを実施するものとし、乙は、情報の修復、削除その他管理につき一切の責任を負わないものとし、
- 甲は、本件物件に記憶された一切の情報を、本件物件の返還までに予め自己の費用責任において消去しておくものとし、本件物件返還後に情報が残存していたことに起因して甲又は第三者に損害が生じたとしても乙は一切の責任を負わないものとし、

第12条 (カウンター)

- 甲は、毎月当社が定める日に、本件物件のカウンター数値を確認し、乙に通知するものとし、
- 第2条第4項、第10条第2項及び本条第1項に規定されたカウンター数値確認は、甲が行えない場合、乙(乙の代理人含む)が甲に代わって実施することができるとし、甲は、乙(乙の代理人含む)が確認したカウンター数値につき乙に異議を申し立てないものとし、

第13条 (料金の支払)

- 甲は、本件物件レンタルの対価として、以下各号に規定する料金(以下、総称して「レンタル料金」といいます。)を当該料金に係る消費税等相当額と併せて乙に支払うものとし、その額は表記第4項に規定の通りとします。
 - 月額基本料金
月額基本料金は、レンタル期間開始の時から起算して1ヶ月単位で発生するものとし、レンタル期間が1ヶ月に満たない端数がある場合も日割り計算はしないものとし、
 - 従量料金
従量料金は、第2条第4項、第10条第2項及び第12条第1項に規定されたカウンター数値確認により算出された使用枚数に応じ表記第5-1項の規定に基づき算出されるものとし、従量料金の計算に当たっては、乙の定める基準により計算するものとし、また、使用枚数の計算に当たっては、1面1枚と計算し、両面印刷の場合は2枚とカウントします。
- レンタル料金支払条件は、表記第6項に規定の通りとします。

第14条 (レンタル期間延長)

甲は、レンタル期間の延長を希望する場合、レンタル期間満了に1週間前までに乙に書面にて通知し、乙が承諾を条件として、レンタル期間を延長することができるものとします。レンタル期間の延長は1ヶ月単位とします。

第15条 (途中終了)

レンタル期間の途中において本件物件の使用を終了することを甲が希望する場合、甲は乙にその旨申し出るものとし、この場合、本件物件の使用終了からレンタル期間の満了日までの期間に係る取消料を甲が乙に支払うことを条件として、本件物件の使用を終了することができるものとします。なお、取消料の額は、別途乙の定める基準に基づき甲乙協議の上算定するものとします。

第16条 (通知報告義務)

甲は、名称、所在地又は代表者その他重要事項を変更した場合、その旨を延滞なく書面にて乙に通知するものとします。
甲は、乙から本件物件の設置、保管及び使用の状況につき報告を求められた場合、延滞なくこれに応じるものとします。

第17条 (権利の移転等)

甲は、本契約に基づき生じる権利及び義務を第三者に譲渡し又は引き受けさせるはならないものとします。
甲は、本契約に基づき乙に対して負担する金銭債務を、乙に対して有する金銭債権と相殺してはならないものとします。
乙は、本契約に基づき生じる権利を第三者に譲渡し又は担保として差入れることができるものとします。
乙は、本件物件の所有権を自ら有するものである場合、本契約上の地位と共に本件物件を第三者に譲渡し又は担保として差入れることができるものとし、甲はこれを予め異議なく了承するものとします。

第18条 (乙の業務の委託)

乙は、本契約に基づき生じる本件物品の運搬、設置若しくは撤去又は保守等の業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

第19条 (秘密保持)

- ① 甲及び乙は、甲が乙より開示を受けた商品に関する情報、乙の営業上、業務上、技術上及び販売上の知り得た情報、並びに乙が甲から開示を受けた甲の業務上の情報であって書面にて秘匿である旨が明示された乙に開示した情報(以下、総称して「秘密情報」といいます。)を第三者(但し、第18条に基づく業務委託先は除きます。)に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する甲の情報又は乙の情報については、この限りではないものとします。
- (1) 知得時に、既に公知・公用であった情報
 - (2) 知得時に、既に自己が所有していた情報
 - (3) 知得後、自己責によるずして公知・公用でなった情報
 - (4) 知得後、秘密情報に洩れることなく独自に開示した情報
 - (5) 知得後、第三者より正当に取得した情報
- ② 甲及び乙は、秘密情報を本契約の履行の目的のためにのみ使用し、他の目的に使用又は利用しないものとします。また、甲及び乙は、相手方の請求があった場合には、速やかに相手方の秘密情報を相手方に返却し、又は自己の責任と費用負担により、相手方の指示に従い適切に破棄するものとします。
- ③ 甲及び乙は、裁判所の命令若しくは法令等に基づく強制的な処分が行われた場合には、相手方にその旨を直ちに通知することにより、当該処分の定める範囲に最低限必要な範囲で本条の義務を負わないものとします。
- ④ 乙は、甲より提供される個人情報に関しては、個人情報保護法の法律を遵守する。

第20条 (期限の利益の喪失)

甲は以下に該当した場合、本契約に基づき乙に対して負担する一切の債務につき、当然に期限の利益を喪失し即座に全額を乙に金銭で支払う義務を負うものとします。

- (1) レンタル料金の支払を一度でも延滞したとき。
- (2) 本契約の条項の一に違反したとき。
- (3) 自ら振出し、返書し若しくは引受けた手形又は小切手が一度でも不渡りになったとき。
- (4) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は破産、民事再生若しくは会社更生等の手続開始の申立てがなされたとき。
- (5) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は合併によらない解散の決議をしたとき。
- (6) 本契約その他甲乙間の契約に規定された乙への金銭債務の履行を一度でも怠った場合。
- (7) 営業の重要な一部の譲渡をし、又はその決議をしたとき。
- (8) 前各号の他、甲の債務履行が困難であると乙が判断したとき。

第21条 (契約解除)

乙は、甲が前条各号の一に該当するに至った場合、何らの催告を要することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。

甲は、本条に基づき本契約が解除された場合、即座に本件物件を自己の費用負担により乙に返還するものとします。

甲は、本条に基づき本契約が解除された場合、乙又はその指名する者が本件物件の使用場所に立ち入り本件物件を引き揚げることににつき、予め異議なく承諾するものとします。

甲は、本条に基づき本契約が解除された場合、当該契約解除に起因して乙が被った損害を賠償する責任を負うものとします。

第22条 (延滞損害金)

甲は、本契約に基づく乙への金銭債務の支払を怠った場合、年率14.6%の延滞損害金を乙に対して負担するものとします。

第23条 (合意管轄)

本契約の履行に関する訴訟は、その訴訟に応じ、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として行うものとします。

第24条 (準拠法)

本契約の成立、効力、解釈及び権利義務の得喪についての準拠法は、日本国法とします。

第25条 (協議事項)

本契約に定めのない事項、及び、本契約の解釈に疑義の生じた事項については、甲乙協議をもって協議し友好的に解決を図るものとします。

第26条 (継続条項)

本契約がその理由を問わず終了・解約した場合といえども第9条(禁止事項) 第9条(「V」の複製等の禁止) 第10条(本件物件の返還) 第11条(情報の管理責任) 第17条(権利の移転等) 第19条(秘密保持) 第20条(期限の利益の喪失) 第21条(契約解除) 第22条(延滞損害金) 第23条(合意管轄) 第24条(準拠法) 第25条(協議事項) 及び本条は効力を有するものとします。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和1年5月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目					
/	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費					
	別紙	<table border="1"><tr><td data-bbox="1125 414 1300 504">共通案分率</td><td data-bbox="1300 414 1428 504">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1125 504 1300 1057" rowspan="2">それ以外の案分 案分の説明</td><td data-bbox="1300 504 1428 1057">ネットワークHDD購入代金 (ネットワーク-インステーション) LS220DG</td></tr><tr><td data-bbox="1085 504 1125 1057">案分率</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明	ネットワークHDD購入代金 (ネットワーク-インステーション) LS220DG
共通案分率		50% 25%				
それ以外の案分 案分の説明	ネットワークHDD購入代金 (ネットワーク-インステーション) LS220DG					
	案分率					

領収書

Rakuten Bic

領 収 書

竹内英明様

ご注文番号 **269553-20190510-012407808**

注文日 2019年5月10日

発行日 2019年5月10日 /

¥24,773 - (左記には消費税等 ¥1,835 - 含まれております)

お品物()代として上記金額正に領収致しました。

<お支払い内訳>

クレジットカード ¥24,773

楽天スーパーポイント利用分 ¥0

〒171-0033

東京都豊島区高田3丁目23番23

株式会社ビックカメラ楽天



購入商品明細

商品名	購入数	購入金額 (税込)
BUFFALO パッファロー リンクステーション LS220DG ネットワークHDD 2ベイ 4TB LS220D0402G[LS220D0402G]	1	¥24,773

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

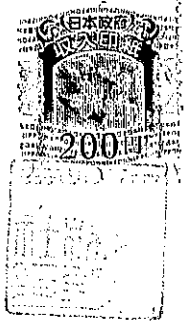
(令和元年5月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 事務所費 ・事務費・人件費	
2		共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 案分の説明

案分率

No 082481

領 収 証



竹内 英明 殿 令和元年 5月 15日

¥ 710,171.4

上記金額正に領収致しました。

但し「710,171.4」は、令和元年5月の賃料として

内 訳	受領日	金 額
計		

係 員

ヤング開発株式会社

本 社/高砂市米田町島2番地 TEL(079)431-2650
西明石支店/明石市野々上3丁目16番地の4 TEL(078)928-3911
姫路支店/姫路市佃町67番地の1 TEL(079)222-7380

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和1年5月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目																																									
3	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・<u>事務所費</u>・事務費・人件費</p> <div data-bbox="475 607 895 1435" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>通常払込料金 電気料金払込票兼受領証 加入者負担</p><table border="1"><tr><td>日 記 簿 番 号</td><td colspan="4">加入者名</td></tr><tr><td></td><td colspan="4">関西電力株式会社</td></tr><tr><td>金 額</td><td></td><td></td><td>7 7 9</td><td>円</td></tr><tr><td><input checked="" type="checkbox"/> 切 り 取 ら な い で お 支 払 い 窓 口 に お 出 し く だ さ い。</td><td>日 程 所</td><td>番 号</td><td>契 機 月 分</td><td></td></tr><tr><td></td><td>09 81 1601</td><td>25 090031</td><td>5</td><td></td></tr><tr><td>お 払 込 人</td><td colspan="4">竹内 ひであき 事務 所 様</td></tr><tr><td>科 金</td><td colspan="4">受付局 (金融機関) 日附印 01-05-15 ✓ 郵便局 (43794) N94170010</td></tr><tr><td>備 考</td><td colspan="4"></td></tr></table></div>	日 記 簿 番 号	加入者名					関西電力株式会社				金 額			7 7 9	円	<input checked="" type="checkbox"/> 切 り 取 ら な い で お 支 払 い 窓 口 に お 出 し く だ さ い。	日 程 所	番 号	契 機 月 分			09 81 1601	25 090031	5		お 払 込 人	竹内 ひであき 事務 所 様				科 金	受付局 (金融機関) 日附印 01-05-15 ✓ 郵便局 (43794) N94170010				備 考					<p>共通案分率 <u>50%</u> 25%</p> <p>それ以外の案分 案分の説明</p> <p>案分率</p>
日 記 簿 番 号	加入者名																																									
	関西電力株式会社																																									
金 額			7 7 9	円																																						
<input checked="" type="checkbox"/> 切 り 取 ら な い で お 支 払 い 窓 口 に お 出 し く だ さ い。	日 程 所	番 号	契 機 月 分																																							
	09 81 1601	25 090031	5																																							
お 払 込 人	竹内 ひであき 事務 所 様																																									
科 金	受付局 (金融機関) 日附印 01-05-15 ✓ 郵便局 (43794) N94170010																																									
備 考																																										

いつもご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

竹内 ひであき 事務所 様

お客さま番号	日程	所	番 号		
	0981	1601	25	0900	
供給地点特定番号	06	0098	1160	1250	9001 0000
1年5月分	ご使用期間		4月10日～ 5月13日		
ご契約内容	従量電灯A				

ご使用量 288kWh

計器番号 593
 当月指示数 3910
 前月指示数 3622

ご参考：前年同月ご使用量（期間 4/10～ 5/10）
 197kWh
 対前年同月比 +46.1%

ご請求金額 7,790 円

お支払期限日 6月13日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
最低料金	334.62	再エネ促進賦課金	849.00
1段料金	2,094.75	消費税等相当額(再掲)	577.00
2段料金	4,255.44		
燃料費調整額	+ 256.34		

単価名称	月分	最初の15kWhに対して	15kWhをこえる1kWhにつき
燃料費調整	当月分	+13円37銭	+89銭
	翌月分	+11円66銭	+78銭
再エネ促進賦課金	当月分	44円25銭	2円95銭

電気料金額取済のお知らせ

年 月 分	ご使用期間
契約種別	
ご使用量	振替日
領収金額 ****	消費税等相当額 (再掲)
口座名義	
店舗	口座番号

検針日 5月14日 次回検針日 6月12日 検針員 XXXXXXXXXX
 関西電力株式会社 受託会社 関電サービス株式会社

お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております

(注)本票に「も」集積するものはありませぬ。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和1年5月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目																												
4	<p data-bbox="239 369 1428 403">調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・<u>事務所費</u>・事務費・人件費</p> <table border="1" data-bbox="1141 414 1428 492"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr></table> <p data-bbox="1141 504 1428 571">それ以外の案分 案分の説明</p> <p data-bbox="1093 683 1133 772">案分率</p> <div data-bbox="486 571 901 1400"><p>通常払込料金 加入者負担 電気料金払込票兼受領証</p><table border="1"><tr><td>加入者名</td><td>関西電力株式会社</td></tr><tr><td>金額</td><td>1153 円</td></tr><tr><td>お振込日</td><td>09/8/1</td></tr><tr><td>お振込所</td><td>160125160031</td></tr><tr><td>お振込人</td><td>5</td></tr><tr><td>お振込先</td><td>竹内 ひであき 事務所</td></tr><tr><td>お振込先</td><td>様</td></tr><tr><td>お振込先</td><td>受付局(金融機関)日附印</td></tr><tr><td>お振込先</td><td>01-05-15 /</td></tr><tr><td>お振込先</td><td>郵便局</td></tr><tr><td>お振込先</td><td>(43794)</td></tr><tr><td>お振込先</td><td>N94170012</td></tr></table><p data-bbox="494 884 518 1288">切取取らないでお支払い窓口にお出しください。</p></div>	共通案分率	50%		25%	加入者名	関西電力株式会社	金額	1153 円	お振込日	09/8/1	お振込所	160125160031	お振込人	5	お振込先	竹内 ひであき 事務所	お振込先	様	お振込先	受付局(金融機関)日附印	お振込先	01-05-15 /	お振込先	郵便局	お振込先	(43794)	お振込先	N94170012
共通案分率	50%																												
	25%																												
加入者名	関西電力株式会社																												
金額	1153 円																												
お振込日	09/8/1																												
お振込所	160125160031																												
お振込人	5																												
お振込先	竹内 ひであき 事務所																												
お振込先	様																												
お振込先	受付局(金融機関)日附印																												
お振込先	01-05-15 /																												
お振込先	郵便局																												
お振込先	(43794)																												
お振込先	N94170012																												

いつもご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

竹内 ひであき 事務所 様

お客様番号	日程	所	番 号		
09811601	25	1600			
供給地点特定番号	06	0098	1160	1251	6001 0000
1 年 5 月分	ご使用期間	4月10日～ 5月13日			
ご契約内容	従量電灯A				

ご使用量 4.7kWh

計器番号 722
 当月指示数 1884.92
 前月指示数 1837.95

ご参考：前年同月ご使用量 (期間 4/10～ 5/10)
 37kWh
 対前年同月比 +27%

ご請求金額 1,153 円

お支払期限日 6月13日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
最低料金	334.82	再エネ促進賦課金	138.00
1段料金	638.40	消費税等相当額(再掲)	85.00
燃料費調整額	+ 41.85		

単価名称	月分	最初の16kWhに対して	16kWhをこえる1kWhにつき
燃料費調整	当月分	+13円37銭	+89銭
	翌月分	+11円66銭	+78銭
再エネ促進賦課金	当月分	44円25銭	2円95銭

電気料金額取済のお知らせ

年 月 分 5 月 分 5 月分
 ご使用期間
 契約種別
 ご使用量 振替日
 領収金額 **** 消費税等相当額(再掲)

口座名義
 店舗 口座番号

検針日 5月14日 次回検針日 6月12日 検針員
 関西電力株式会社 受託会社 関電サービス株式会社

お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております

ご注意：本票により領収書もご請求ありません。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和1年5月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 事務所費 ・事務費・人件費	
5	案 分 率	共通案分率
		50% 25%
		それ以外の案分 案分の説明

水道料金 納入通知書兼領収書 下水道使用料

姫路市砥堀50番地の7
竹内 ひであき事務所 様

使用場所：姫路市砥堀50番地の7

あなたの水道料金等は、下記のとおりになりましたので、本書ご持参の上
令和 元年 6月 10日 までに
姫路市水道局指定（右記をご覧ください）の金融機関等で納めてください。

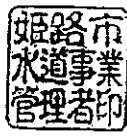
発行日 令和元年 5月 8日

使用期間：平成31年 3月 9日～令和元年 5月 8日

使用者番号	797-0071-00	検針順路	15-7970-0215-00
水道使用量	15 m ³	水道料金	1,744 円
下水排水量	0 m ³	(うち消費税相当額)	129 円
		下水道使用料	0 円
		(うち消費税相当額)	***** 円
		合計金額(税込)	1,744 円

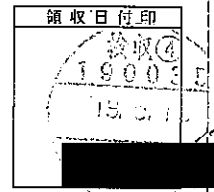
上記の金額を領収しました。
* 金額の訂正・領収日付印のないものは無効です。
* この領収書は5年間大切に保管してください。

姫路市水道事業管理者



収入印紙不要

(お客様保管)



水道使用水量のお知らせ

姫路市砥堀50番地の7

竹内 ひであき事務所 様

使用場所：姫路市砥堀50番地の7

使用者番号	797-0071-00	
使用期間	平成31年 3月 9日から 令和元年 5月 8日まで	
口 径	13 mm	
メ-タ-番号	586766	
検針順路	15-7970-0215-00	
用 途	上一般用	下未接続
給水戸数	1	

指 針 及 び 水 量		今 回 請 求 予 定 金 額	
今回指針	188 m ³	水道料金	1,744 円
前回指針	173 m ³	(うち消費税相当額)	129 円)
交換時水量	0 m ³	下水道使用料	0 円
今回水道使用量	15 m ³	(うち消費税相当額)	***** 円)
今回下水排水量	0 m ³	合計金額(税込)	1,744 円
前回水量	11 m ³	メ-タ-ボックスのフタ・扉を閉めました	
前々回水量	6 m ³		
前年同期水量	4 m ³		
※通信欄 水道局ではご依頼のない水質検査や水道管の清掃は行っておりません。 水道局職員を装った業者の訪問にご注意ください。			

このお知らせでの、支払はできません。また、集金に伺うこともありません。 (105090700-03)

お問い合わせ先
 姫路市水道料金センター 第一環境株式会社 姫路営業所
 〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町82番地
 TEL 079-221-2711

検針日	検針員
令和元年 5月 8日	■■■■■■

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
6	案分率	共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 案分の説明

水道料金 納入通知書兼領収書
下水道使用料

姫路市砥堀50番地の7
砥堀ハイツ2階
竹内 ひであき事務所 様

使用場所：姫路市砥堀50番地の7
砥堀ハイツ2階

あなたの水道料金等は、下記のとおりになりましたので、本書ご持参の上
令和元年 6月 10日 までに
姫路市水道局指定（右記をご覧ください）の金融機関等で納めてください。

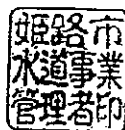
発行日 令和元年 5月 8日

使用期間：平成31年 3月 9日 ~ 令和元年 5月 8日

使用者番号	797-0072-00	検針順路	15-7970-0216-00
水道使用量	9 m ³	水道料金 (うち消費税相当額)	1,717 円 127 円)
下水排水量	0 m ³	下水道使用料 (うち消費税相当額)	0 円 ***** 円)
		合計金額(税込)	1,717 円

上記の金額を領収しました。
*金額の訂正・領収日付印のないものは無効です。
*この領収書は5年間大切に保管してください。

姫路市水道事業管理者



収入印紙不要

(お客様保管)



水道使用水量のお知らせ

姫路市砥堀50番地の7
 砥堀ハイツ2階
竹内 ひであき事務所 様

使用場所： 姫路市砥堀50番地の7
 砥堀ハイツ2階

使用者番号	797-0072-00	
使用期間	平成31年 3月 9日から 令和元年 5月 8日まで	
口 径	13 mm	
メ-タ-番号	586707	
検針順路	15-7970-0216-00	
用 途	上 一般用	下 未接続
給水戸数	1	

指 針 及 び 水 量		今 回 請 求 予 定 金 額	
今回指針	27 m ³	水道料金	1,717 円
前回指針	18 m ³	(うち消費税相当額)	127 円)
交換時水量	0 m ³	下水道使用料	0 円
		(うち消費税相当額)	***** 円)
今回水道使用量	9 m ³	合計金額(税込)	1,717 円
今回下水排水量	0 m ³		
前回水量	1 m ³		
前々回水量	0 m ³		
前年同期水量	0 m ³		
		メ-タ-ボックスのフタ・扉を開めました	

※通信欄
 水道局ではご依頼のない水質検査や水道管の清掃は行っておりません。
 水道局職員を装った業者の訪問にご注意ください。

このお知らせでの、支払はできません。また、集金に何うこともありません。

(105091500-06)

お問い合わせ先

姫路市水道料金センター 第一環境株式会社 姫路営業所
 〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町82番地
 TEL 079-221-2711

検針日	検針員
令和元年 5月 8日	XXXXXXXXXX

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和1年5月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目																	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 人件費																	
7	共通案分率 50% 25%																	
	それ以外の案分 案分の説明																	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;"> <input checked="" type="checkbox"/> 切り取りしないでください。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="font-size: x-small;">通常払込料金 振替払込請求書兼 受領証(金融機関控) </p> <p style="font-size: x-small;">加入者負担</p> </div> </div>																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; font-size: x-small;">口座番号</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">加入者名</td> <td style="text-align: center;">NTTファイナンス株式会社</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">金額</td> <td style="text-align: right;">7,048 円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">お客様番号</td> <td style="text-align: center;">4605-0032-65925</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">請求年月</td> <td style="text-align: center;">2019年 5月ご請求分 <small>請求期</small> 5月31日</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">ご請求先住所氏名</td> <td style="font-size: x-small;">(住所等非表示払込書) <input checked="" type="checkbox"/> 竹内 ひであき事務所 様</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">金融機関用収納連絡先</td> <td style="font-size: x-small;">TEL 0120-01-05-23 874-569</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">備考</td> <td style="font-size: x-small;">郵便局 〒43148) N94170005</td> </tr> </table>			口座番号	XXXXXXXXXX	加入者名	NTTファイナンス株式会社	金額	7,048 円	お客様番号	4605-0032-65925	請求年月	2019年 5月ご請求分 <small>請求期</small> 5月31日	ご請求先住所氏名	(住所等非表示払込書) <input checked="" type="checkbox"/> 竹内 ひであき事務所 様	金融機関用収納連絡先	TEL 0120-01-05-23 874-569	備考	郵便局 〒43148) N94170005
口座番号	XXXXXXXXXX																	
加入者名	NTTファイナンス株式会社																	
金額	7,048 円																	
お客様番号	4605-0032-65925																	
請求年月	2019年 5月ご請求分 <small>請求期</small> 5月31日																	
ご請求先住所氏名	(住所等非表示払込書) <input checked="" type="checkbox"/> 竹内 ひであき事務所 様																	
金融機関用収納連絡先	TEL 0120-01-05-23 874-569																	
備考	郵便局 〒43148) N94170005																	
この受領証は、大切に保管してください。(金融機関-CVS店請保留)																		

請求書 (西日本ご利用分)

670-0802
姫路市砥堀50-1

郵便区内特別

トホリハイツ 1F
竹内 ひであき事務所 様



019052101044647568

17849



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 5月19日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【選付先】
〒536 大阪市城東区森の宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M20021111006 17849 17732 00 J
81 000000 10 19050301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/

3ページ

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5051-2692 4605-0032-65925	2019年 5月ご請求分	7,048円	2019年 5月31日(金)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額

6,508円

NTTファイナンス分ご請求額

540円

(合計)

7,048円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5051-2692	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 5月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0032-65925)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5051-2692			
◇NTT西日本ご利用分			
6,508	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	4月 1日～ 4月30日 合 算
	-1,690	光もっともっと割	4月 1日～ 4月30日 1ヶ月経過後、割引額は1,790円。 合 算
	1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1	4月 1日～ 4月30日 電話番号は079-265-5370 合 算
	480	ひかり電話A (エース) 定額料2	4月 1日～ 4月30日 ひかり電話A使用料は本料金と定額料1の合計です。 合 算
	100	ひかり電話対応機器使用料	4月 1日～ 4月30日 合 算
	200	複数チャネル使用料	4月 1日～ 4月30日 合 算
	100	追加番号使用料	4月 1日～ 4月30日 合 算
	504	ひかり電話 (通話料)	4月 1日～ 4月30日 翌月への繰越額は456円です。 合 算
	-504	ひかり電話A (エース) 定額料分通話	4月 1日～ 4月30日 ひかり電話A定額料に含まれ、通話料から減算します。 合 算
	262	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	4月 1日～ 4月30日 合 算
	4	ユニバーサルサービス料	4月 1日～ 4月30日 2番号分のご請求となります。 合 算
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。 合 算
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。 合 算
◇NTT西日本分 (小計)	482	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%

NTT西日本からのお知らせ

※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)
 ※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M2002111006 17849 17732 00 J

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5051-2692	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 5月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0032-65925)



内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
6,508	6,508	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分 540	540	BB. excite サービス利用料 * BB. excite 2月利用料 エキサイト株式会社ご利用分。	非対象等
◇合計 7,048	7,048	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和1年5月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
8	共通案分率	50%
	それ以外の案分	25%
	案分の説明	案分率100%
	案分率	

2019年05月分 領収証 No. 1-101-0055-500

〒260-0801
兵庫県神戸市東灘区
トホリハイツ1F
竹内 英明 様

品名	部	金額
神戸セット	1	4,037
神戸NEXT	1	162
合 計 (内消費税等)		¥ 4,199 (¥199)

お知らせ 5/15/25
いつもお世話になります。
これからも宜しくお願い致します。
募 集
朝刊・夕刊アルバイト

ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。
これからも宜しくお願い致します。

神戸新聞 デイリースポーツ
産経新聞 サンケイスポーツ
毎日新聞 スポーツニッポン
日本経済新聞
日刊工業新聞 他

中安新聞舗
TEL 079-264-1840
FAX 079-264-2960

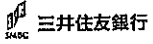


(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和1年5月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目				
9	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費				
	別紙	<table border="1"><tr><td data-bbox="1129 405 1299 495">共通案分率</td><td data-bbox="1299 405 1412 495">50% 25%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1129 495 1412 1048">それ以外の案分 案分の説明 事務所来客用駐車場 賃料(5月分)</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明 事務所来客用駐車場 賃料(5月分)
共通案分率		50% 25%			
それ以外の案分 案分の説明 事務所来客用駐車場 賃料(5月分)					



おウチヒデアさまの振込内容は以下のとおりです。

受付番号:P振0530754558

令和 1年 5月 30日 11:22現在

振込先	振込先	[REDACTED]		
	受取人名	[REDACTED]		
出金口座	出金口座	[REDACTED]		
	振込依頼人	おウチヒデア		
	電話番号	079-265-5370		
振込金額	合計引落金額	10,000円	振込金額	10,000円
			手数料	0円
依頼日 (振金引落日)	R 1. 5. 30 (木) ✓			
振込日	R 1. 5. 30 (木) ✓			

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和1年5月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
10		共通案分率
		50%
		25%
		それ以外の案分
		案分の説明
		案分率100%
		案分率

YCC 領 収 書

区域031 全戸0009 お問合せNo16944

お名前 竹内 英明 様

砥堀50

トホリハイツ 1F

1年 5月分

銘 柄	部 数	金 額	◇左記の通り領収しました
1 読売新聞セット	1	4,400	
2			
3			
合 計		4,400 円	領収日 / 年 5月3日

ご購入ありがとうございます。
今後とも宜しく願います。

読売センター姫路東
姫路市保城477-4

TEL 079-282-6420

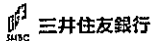


(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和1年6月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・ <u>研修費</u> ・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
/	別紙	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分 案分の説明	
		案分率	播磨政経懇話会 2019年1月～6月分 案分率100%



株式会社 さまの振込内容は以下のとおりです。

受付番号:P振0603567919

令和 1年 6月 3日 14:33現在

振込先	振込先	[REDACTED]		
	受取人名	株式会社 [REDACTED]		
出金口座	出金口座	[REDACTED]		
	振込依頼人	株式会社		
	電話番号	079-265-5370		
振込金額	合計引落金額	30,000円、	振込金額	30,000円
			手数料	0円
依頼日 (資金引落日)	R 1. 6. 3 (月)			
振込日	R 1. 6. 3 (月)			

請 求 書 (再発行)

2019年5月31日

兵庫県議会
議員
竹内 英明 様

姫路市豊沢町 78
神戸新聞姫路本社内
電話 (079) 281-1122
播磨政経懇話会事務局



下記の通りご請求申し上げます

御請求金額 30,000 円

内 訳	金 額	概 要
会 費	30,000	
(2019 年 1 月 ~ 2019 年 6 月)		
合 計	30,000	

会費は、2 カ月以内に下記にお振り込みをお願い致します
甚だ勝手ですが、送金手数料は貴社にてご負担をお願い申し上げます

播磨政経懇話会
事務局 世話人

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	竹内 英明
-----	-------

活動名	播磨政経懇話会会費			
活動概要	<p>○会の趣旨・目的 政治経済、国際関係、文化、防災などのテーマについて、各界の第一線で活躍する人材を招き講演会を開催。最先端の情報を提供することで、播磨地域の総合的發展に寄与すること。</p> <p>○会の活動内容 ・例会（講演会） ・時事経済情報の提供（「政経週報」購読）</p> <p>★活動内容はすべて政務活動である</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	会費	30000	6-1	(H31年1~6月分)
	合計			
備考	*添付書類:会報「政経週報」			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。
*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和1年6月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目							
2	別紙	<table border="1"><tr><td data-bbox="1074 409 1297 501">共通案分率</td><td data-bbox="1297 409 1418 501">50% 25%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1074 501 1418 1055">それ以外の案分 案分の説明 コピーリース料 5月分・6月分</td></tr><tr><td data-bbox="1074 689 1114 781" rowspan="2">案 分 率</td><td data-bbox="1114 689 1418 1055"></td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明 コピーリース料 5月分・6月分		案 分 率	
共通案分率	50% 25%							
それ以外の案分 案分の説明 コピーリース料 5月分・6月分								
案 分 率								



6700802
 兵庫県姫路市砥堀
 50 トホリハイツ1F
 竹内英明事務所 御中

お客様番号 L011365311-000 691
 001252



001 0001756#0001756 0000002
 0001758 A SAN018 001/001

この印刷物は環境にやさしい植物性大豆インクを使用しています。

領収証

(お問合せ先)
リコーリース株式会社
 〒651-0087
 兵庫県神戸市中央区御幸通4-1-1
 関西支社 兵庫支店 第1グループ
 TEL 078-265-2661

竹内英明事務所 御中

発行日 2019年06月0

領収証番号 00000019

リコーリース株式会社

東京都江東区東雲1-7-12

領 収 証

毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
 下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。

領 収 日	2019年 6月 4日
領 収 額	27,648 円

印紙税申告納
 付につき江東西
 税務署承認済

お支払方法	口座振替	
振替口座	[REDACTED]	口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

領収明細書

契 約 番 号	請 求 期 間	回 数	金 額	消 費 税 等
A070678264-000	19. 5. 1~19. 5. 31	1	12800	1024
A070678264-000	19. 6. 1~19. 6. 30	2	12800	1024

続きは裏面をご覧ください。

①の矢印方向に剥がした後、②より同様に剥がしてください。

6700802

作成日 2019年 5月 11日

兵庫県姫路市砥堀
50 トホリハイツ1F

竹内英明事務所 御中

(お問合わせ先)
 リコーリース株式会社
 〒530-0004
 大阪市北区堂島浜2-2-28
 堂島アクシビル 12F
 推進第二部 関西契約FFセンター
 TEL 06-4799-4400



*** 438 A070678264-000
 0020602 R020030100-007
 103 0002236#0006086 0000005
 0006096 A IBA016

お支払予定表

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。この度はリコーリースをご利用いただき厚くお礼申し上げます。
 さて、今回のご契約内容とお支払予定につきましてご案内の通りとなっております。
 つきましては、ご契約内容をご照合の上、万一ご不審の点、行き違い等ありましたら担当課所到大至急ご一報願います。
 今後とも一層のお引き立てを賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

(1/2頁)

契約番号	A070678264-000
契約者名	竹内英明事務所
契約種類	リース
物件名	RICOH IM C3000F
契約日	2019年 4月 30日
借受日	2019年 4月 30日
リース期間	2019年 5月 1日 ~ 2024年 4月 30日

お支払日	4日
お支払方法	
支払口座	金融機関名
	支店名
	口座種類
	口座番号

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

【総額リース料 (税込)】 829,440 円 (内消費税 61,440円)

振替日が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります。 お客様の通帳には、郵便局は「リコーリース」、それ以外の金融機関では「リコーリース(方)」と記載されます。尚、一部の金融機関では「DF、リコーリース」と記載される場合もあります。
 尚、貴社からの弁済については、当社が適当と認める順序及び方法により充当出来るものとします。

コメント欄:

(金額単位:円)

回数	お支払年月日	お支払金額	消費税等	合計 (税込)	お支払金額合計 (税込)	お支払後残高 (税込)
1	2019:6:4	12800	1024	13824	13824	815616
2	2019:6:4	12800	1024	13824	13824	801792
3	2019:7:4	12800	1024	13824	13824	787968
4	2019:8:4	12800	1024	13824	13824	774144
5	2019:9:4	12800	1024	13824	13824	760320
6	2019:10:4	12800	1024	13824	13824	746496
7	2019:11:4	12800	1024	13824	13824	732672
8	2019:12:4	12800	1024	13824	13824	718848
9	2020:1:4	12800	1024	13824	13824	705024
10	2020:2:4	12800	1024	13824	13824	691200
11	2020:3:4	12800	1024	13824	13824	677376
12	2020:4:4	12800	1024	13824	13824	663552
13	2020:5:4	12800	1024	13824	13824	649728
14	2020:6:4	12800	1024	13824	13824	635904
15	2020:7:4	12800	1024	13824	13824	622080
16	2020:8:4	12800	1024	13824	13824	608256
17	2020:9:4	12800	1024	13824	13824	594432
18	2020:10:4	12800	1024	13824	13824	580608
19	2020:11:4	12800	1024	13824	13824	566784
20	2020:12:4	12800	1024	13824	13824	552960
21	2021:1:4	12800	1024	13824	13824	539136
22	2021:2:4	12800	1024	13824	13824	525312
23	2021:3:4	12800	1024	13824	13824	511488
24	2021:4:4	12800	1024	13824	13824	497664

作成日 2019年 5月 11日

(2/2頁)

契約番号	A070678264-000
契約者名	竹内英明事務所
契約種類	リース

〈お問合わせ先〉
リコーリース株式会社
推進第二部 関西契約FFセンター

TEL 06-4799-4400

(金額単位：円)

回数	お支払年月日	お支払金額	消費税等	合計 (税込)	お支払金額合計 (税込)	お支払後残高 (税込)
25	2021 5 4	12800	1024	13824	13824	483840
26	2021 6 4	12800	1024	13824	13824	470016
27	2021 7 4	12800	1024	13824	13824	456192
28	2021 8 4	12800	1024	13824	13824	442368
29	2021 9 4	12800	1024	13824	13824	428544
30	2021 10 4	12800	1024	13824	13824	414720
31	2021 11 4	12800	1024	13824	13824	400896
32	2021 12 4	12800	1024	13824	13824	387072
33	2022 1 4	12800	1024	13824	13824	373248
34	2022 2 4	12800	1024	13824	13824	359424
35	2022 3 4	12800	1024	13824	13824	345600
36	2022 4 4	12800	1024	13824	13824	331776
37	2022 5 4	12800	1024	13824	13824	317952
38	2022 6 4	12800	1024	13824	13824	304128
39	2022 7 4	12800	1024	13824	13824	290304
40	2022 8 4	12800	1024	13824	13824	276480
41	2022 9 4	12800	1024	13824	13824	262656
42	2022 10 4	12800	1024	13824	13824	248832
43	2022 11 4	12800	1024	13824	13824	235008
44	2022 12 4	12800	1024	13824	13824	221184
45	2023 1 4	12800	1024	13824	13824	207360
46	2023 2 4	12800	1024	13824	13824	193536
47	2023 3 4	12800	1024	13824	13824	179712
48	2023 4 4	12800	1024	13824	13824	165888
49	2023 5 4	12800	1024	13824	13824	152064
50	2023 6 4	12800	1024	13824	13824	138240
51	2023 7 4	12800	1024	13824	13824	124416
52	2023 8 4	12800	1024	13824	13824	110592
53	2023 9 4	12800	1024	13824	13824	96768
54	2023 10 4	12800	1024	13824	13824	82944
55	2023 11 4	12800	1024	13824	13824	69120
56	2023 12 4	12800	1024	13824	13824	55296
57	2024 1 4	12800	1024	13824	13824	41472
58	2024 2 4	12800	1024	13824	13824	27648
59	2024 3 4	12800	1024	13824	13824	13824
60	2024 4 4	12800	1024	13824	13824	0

J-10

リース契約確認書

お客様が契約された会社 [貸主]

リコーリース株式会社

〒 135-8518 東京都江東区東雲1丁目7番12号

契約年月日	2019年 4月 30日
借受年月日	2019年 4月 30日
契約番号	A070678264-000

・お客様からお申込みをいただいたリース契約は、左記「契約年月日」欄記載の日付で成立しましたので、ご通知申し上げます。

・成立したリース契約の概要は本書面記載のとおりとなりますので、ご確認ください。

万一、お申込み内容と本書面の内容に相違がある場合は、本書面受領後、直ちに当社までご連絡ください。

・本書面は「リース契約申込書(◆お客様控え◆)」と一緒に大切に保管してください。

リースは中途解約できません。

(敬称略)

ご契約者 (借主)	〒 670-0802
所在地	兵庫県姫路市砥堀50トホリハイツ1F
契約者TEL	079-265-5370
契約者名	竹内英明事務所
代表者名	竹内 英明
ご自宅	〒 [REDACTED]
自宅TEL	[REDACTED]

リース条件欄	
月額リース料 (税抜)	12,800円
消費税等	1,024円
リース月数	60ヶ月
総額リース料 (税抜)	768,000円
消費税等	61,440円
前払回数	回 (最終支払分より遡って充当)
リース開始日	2019年 5月 1日
リース終了日	2024年 4月 30日
支払方法	自動振替
支払日	4日
振替日が金融機関休日の場合は、その翌日営業日となります	
消費税等 (円未満切捨)	消費税法等所定の税率により算出された消費税等額となります
再リース料 (年額)	15,360円 (税抜)

再リースをご希望された場合、上記金額に別途消費税等が加算された額を再リース開始時に一括にてお支払いいただきます。

リース物件の表示			
1	物件名	RICOH IM C3000F	
	製造番号等		
	月額 (税抜)	12,800円	台数 1台
	設置場所	竹内英明事務所	
2	物件名		
	製造番号等		
	月額 (税抜)	円	台数 台
3	物件名		
	製造番号等		
	月額 (税抜)	円	台数 台
合計		1物件	1台
(特約条項)			

当社 本契約担当の支社・営業所

〒 530-0004

大阪市北区堂島浜2-2-28

堂島アクシビル 12F

リコーリース株式会社

推進第二部 関西契約FFセンター

TEL 06-4799-4400

万一機械の故障・事故発生の場合は、売主又は保守会社までご連絡下さい

〒 670-0964

兵庫県姫路市豊沢町101

リコージャパン株式会社兵庫支社姫路第一営業所

TEL 0792-82-1285

<個人情報情報の照会・利用および登録について>

当社が加盟する個人情報情報機関：株式会社シー・アイ・シー

登録する情報、登録期間、株式会社シー・アイ・シーの問い合わせ先等につきましては、別にお渡しする「個人情報取扱に関する同意条項」をご参照ください。

【差入れリース契約約款】

借主は、借主指定の表記⑩の売主及び/又は使用権設定者(以下総称して「売主」といふ)から納品される借主指定の表記①のハードウェア(以下「ハード」といふ)及び/又はプログラム・プロダクト(以下「ソフト」といふ、又ハードとソフトを総称して「物件」といふ)について、表記①乃至⑩及び以下の条項により貸主との間に営業のために(事業・職務の用に供するためにの意味を含む)若しくは営業としてリース契約を締結します。

第1条(契約の成立)

この契約は、貸主が所定の手続きにより承諾し、表記契約日欄に契約日を記入したとき、その契約日をもって成立し、借主はこの契約の成立日より物件を借受けます。

第2条(期間)

(1)リース期間は表記⑤のリース開始日から表記⑥の月数後の応当日の前日(リース期間満了日)までとし、契約期間はこの契約の成立日よりリース期間満了日までとします。尚、借主はこの契約の成立日より物件を使用できます。

第3条(リース料)

(1)借主は、貸主に対しリース料を表記⑦乃至⑧のとおり支払います。

第4条(前払リース料)

(1)借主は、貸主に対しこの契約の債務履行を担保するため表記⑦の前払リース料を支払います。

(2)前払リース料は無利息とし、最終支払分のリース料より順次遡って自動的に充当されるものとします。但し、借主にこの契約に違反する行為があったときは、貸主は前払リース料をもって借主に対する債権(この契約以外の契約に基づく債権を含む)の全部又は一部に充当することができます。

第5条(物件の検査)

(1)借主は、売主から納品された物件について、直ちに借主の負担で検査を行い、瑕疵のない物件であることを確認し、この契約が成立したときは、その状態で貸主から借主への引渡しが完了します。

(2)物件の規格、仕様、機能、品質、性能、数量その他に隠れた瑕疵があった場合並びに物件の選択、決定に際して借主に錯誤があった場合においても、貸主は一切の責任を負いません。

(3)前項の場合、借主は売主に対して直接損害賠償請求等を行い、売主との間で解決します。又、借主が貸主に対し書面で請求し貸主が譲渡可能であると認めて承諾するときは、貸主の売主に対する瑕疵担保請求権(但し、貸主と売主との間の物件に係る売買契約等の解除権の行使を除きます)を借主に譲渡する手続きをとるなどにより、貸主は、借主の売主への直接請求に協力します。

(4)借主は、前項に基づいて売主に対し権利を行使する場合においても、リース料の支払いその他この契約に基づく債務を免れません。

第6条(物件の使用・保管)

(1)借主は、ソフトを借主が使用する電子計算機及びその関連機器(以下「指定電子計算機」といふ)においてのみ使用できます。

(2)借主は、通常の業務のために物件を本来の用法及び諸法令の定めに従って善良な管理者の注意をもって使用、保管し、物件を常時正常な状態に維持するための保守、整備、修繕を行い、その費用一切を負担します。尚、物件が毀損したときは、借主の負担で修理を行います。

(3)指定電子計算機において保守サービス、故障、装置その他の変更作業のためソフトを使用できない場合は、一時的にソフトを他の電子計算機及びその関連機器で使うことができます。

(4)借主は、貸主からハードに貸主の所有権を明示する標識を貼付するよう指示があったときは、それを貼付します。

第7条(費用負担等)

(1)借主は、この契約の締結に関する費用及び振込手数料等この契約に基づく借主の債務履行に関する一切の費用を負担します。

(2)借主は、固定資産税を納付します。但し、契約期間中に固定資産税額が増額された場合には、借主は増額分を貸主の請求に従い貸主に支払います。

(3)消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といふ)は借主の負担とします。借主は、リース料に課される消費税等を各回リース料(前払リース料を含む)に付加して貸主に支払います。

(4)借主は、固定資産税及び消費税等以外で物件の取得、物件に関する権利の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく取引に課され又は課されることのある諸税相当額を名義人のいかににかかわらず負担します。

(5)借主は、前項記載の諸税を貸主が納めることとなったときは、納付の前後を問わず貸主の請求に従い貸主に支払います。

(6)借主は、貸主がこの契約による権利を守り若しくは回復するため又は第三者より異議苦情の申立を受けたことにより必要な措置をとったときは、これらの解決に要した費用及び弁護士費用等一切の費用を負担します。

第8条(物件の原状変更)

借主は、物件を他に譲渡若しくは担保を設定し、その設置場所を変更し又は原状を変更するなど貸主の権利を侵害するような行為を一切しません。尚、第三者から物件につき法律上又は事実上の侵害行為がなされたときは、直ちにその旨を貸主に通知し、且つ自ら同侵害行為の排除にあたるほか、貸主が排除のための措置をとった場合も含めてこれに要した一切の費用を負担します。

第9条(ソフトの複製等の禁止)

借主は、貸主及び売主の書面による承諾を得なければソフトの全部又は一部を複製できません。又、借主は、ソフトを第三者に譲渡したり若しくはその再使用権を設定したり又は複製することにより、第三者に使用させることはできません。

第10条(機密の保持)

借主は、ソフトの内容について第三者に公表又は漏洩しません。

第11条(第三者に対する責任)

(1)物件自体又は物件の設置、保管、使用に伴い第三者に与えた損害は、その原因のいかんを問わず、借主が賠償します。借主及び借主の従業員等が損害を受けたときも同様とします。

(2)貸主又は借主が物件について第三者から著作権、特許権その他の財産権の侵害を理由に訴訟の提起を受け又は第三者との間に紛争を生じたときは、借主は、売主をして売主の費用で解決させるものとし、貸主はこれに協力します。

第12条(物件の滅失・毀損)

契約期間中、物件が滅失、毀損して修理不能となったとき又は盗難にあったときは、借主は貸主に対し書面でその旨を通知し、その原因のいかんを問わず、損害賠償として直ちにリース料総額から支払済みリース料を差し引いた残額相当額及び

第13条(損害保険)

(1)貸主は、物件について契約期間中(但し、再リース期間は除く)、動産総合保険を付保します。但し、ソフトについては付保しません。尚、地震・噴火・津波等の天災、借主の故意又は重過失その他保険約款免責規定による事故の場合には保険金は支払われないものとします。

(2)保険事故が発生したとき、借主は直ちに貸主に通知し、且つ保険金受領に必要な一切の書類を貸主に提出します。

(3)前条の物件の滅失・毀損のうち、動産総合保険によって貸主が保険金を受領できたとき、借主は保険金相当額の限度で前条の損害賠償金の負担を免除されます。

(4)借主は、保険金充当後の損害賠償金の不足額について直ちに貸主に支払います。

第14条(通知・報告事項)

(1)借主及び連帯保証人は、住所、氏名、商号、名称、代表者名、電話番号その他予め届出た事項に変更があったときは直ちに貸主に書面で届出るものとします。

(2)届出した住所、氏名、商号、名称、代表者名、電話番号その他に宛てて貸主が通知又は送付等をした場合、延着又は到達しなかったときは、発信後3日をもって到達したものとみなすことを借主及び連帯保証人は予め承諾します。

第15条(期限の利益の喪失)

この契約の成立日以後、借主又は連帯保証人が次の各号の一つにでも該当したときは、貸主からの通知、催告を要しないで当然に借主はリース料の支払いについて期限の利益を失い、リース料総額から支払済みリース料を差し引いた残額及び未払いの消費税等金額を貸主に直ちに弁済するものとします。又、借主は貸主から要求があったときは、この契約が解除前であっても、第23条の規定に従い物件を直ちに貸主に引渡します。

①リース料その他この契約に基づく金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。

②支払不能・債務整理・営業又は事業廃止の表明、営業所又は事業所閉鎖の告知、弁護士への債務整理の委任など支払いを停止したとき又は小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき。

③仮差押、仮処分、差押、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け又は民事再生、会社更生、破産、特別清算など裁判所の関与する手続きの申立があったとき。

④個人(自然人)の場合、死亡したとき又は後見・保佐・補助開始の審判の申立があったとき若しくは任意後見監督人が選任されたとき。

⑤営業・事業の廃止、解散の決議をし又は官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。

⑥営業・事業の全部又は重要な一部を他に譲渡しようとするとき。

⑦所在が不明となったとき。

⑧物件について必要な保存・保管行為をしないとき。

⑨経営が相当悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

⑩この契約以外の貸主に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。

⑪貸主以外の債権者に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。

⑫この契約の条項又は貸主との間のその他の契約の条項の一つにでも違反し、貸主が5日間の期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、前記期間内に借主がこれに応じないとき。

第16条(契約解除)

(1)この契約の成立日以後、借主又は連帯保証人が前条の各号の一つにでも該当したとき又は第25条に違反したとき若しくは第25条に反する事実が判明したときは、貸主は催告を要せずこの契約を解除することができます。

(2)前項により貸主がこの契約を解除したときは、借主は第23条の規定に基づき物件を貸主に返還するとともに、損害賠償としてリース料総額から支払済みリース料を差し引いた残額相当額及び未払いの消費税等金額を直ちに貸主に支払います。

第17条(遅延損害金)

借主は、リース料その他この契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき又は貸主が借主のために費用を立替払いした場合の立替金償還を怠ったときには、支払うべき金額に対して支払期日又は立替払日の翌日からその完済に至るまで、年14.6%(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延損害金を貸主に支払います。

第18条(催告費用等の負担)

借主は、貸主が金融機関へ再度口座振替を依頼したときは再振替費用として振替手数料1回につき200円(消費税等別途加算)を、又、この契約条件の変更を貸主に依頼したときは貸主が定める手数料等を貸主に支払います。

第19条(再リース)

リース期間の満了2ヵ月前までに借主が貸主に対して再リースしない旨の通知をした場合を除いて、この契約は、リース期間満了後、再リース料に表記⑧の金額を再リース開始時一括支払い、再リース期間は1年間、動産総合保険は非付保その他はこの契約と同一条件をもって自動的に更新され、以降も同様とします。但し、貸主がリース期間満了前に更新を拒否した場合又はソフトにかかる使用権設定者の承諾が得られない場合は、この契約は終了します。

第20条(相殺の禁止)

借主は、この契約に基づく全ての金銭の支払債務を貸主又は貸主の承継人に対する債権と相殺することはできません。

第21条(権利の移転等)

(1)借主は、貸主がこの契約上の権利を金融機関その他の第三者に譲渡し又は担保に供することを予め承諾します。

(2)貸主は、ハードの所有権及びソフトの使用権をこの契約に基づく貸主の地位とともに第三者に担保に入れ又は譲渡することができるものとし、借主は予め承諾します。

第22条(営業状況等の報告)

借主及び連帯保証人は、貸主から要求があったときは、直ちに、経営、財産、営業・事業の状況及び物件の設置・保管の状況を説明し、且つ毎決算期の計算書類その他貸主の指定する関係書類を貸主に提出します。

第23条(物件の返還・清算)

(1)借主は、この契約が満了、解除により終了したときは、借主の費用で物件を原状に回復した上で(リース期間中の自然損耗を除く。以下同じ)貸主の指定する日までに貸主の指定する場所に借主の費用で持参し、貸主に返還します。この場合、借主は物件使用により物件に付加したコンピュータデータ等の情報を借主の費用と責任で返還時に全て消去します。万一、当該情報の全部又は一部が消去されず物件返還後に第三者に漏洩した場合においても、貸主は一切の責任を負いません。又、貸主が物件の返還を受け物件を廃棄したときは、借主は物件廃棄に要した費用を負担します。尚、借主が物件の原状回復をしない場合又は物件を返還しない場合は、貸主は物件を原状回復し又は物件を引揚げるができるものとし、借主はそれに要し費用を負担します。

- (2) 物件の返還が遅れた場合は、借主はその遅延日数に応じて表記②のリース料相当額を損害金として貸主に支払います。又、物件の返還が不能のときは、借主はその原因を問わず、これに対する損害賠償として直ちに貸主が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価額（以下「見込残存価額」という）相当額を貸主に支払います。
- (3) 第16条によりハードが返還され同条の支払い義務を完了した場合には、その金額を限度として貸主の選択により物件を相当の基準に従って貸主が評価した金額又は相当の基準に従って処分した金額から、その評価又は処分に要した一切の費用及び見込残存価額を差し引いた金額を借主に返還します。借主は貸主が算定する物件の評価額、見込残存価額に対して何ら異議を申立てません。

第24条(弁済の充当)

この契約に基づく借主の弁済について、貸主は適当と認める順序及び方法により充当することができ、借主はその充当に対して異議を述べません。

第25条(反社会的勢力との関係排除等)

- (1) 借主及び連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを誓約します。
- ①自己又は自己の役職員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しないこと、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という）であること、又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあること。
 - ②反社会的勢力が自己の事業活動を支配し又は実質的に関与していること。
 - ③この契約の履行が反社会的勢力の活動を助長するものであり又はそのおそれがあること。
- (2) 借主及び連帯保証人は、反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供、若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持ってはならないものとします。

第26条(連帯保証人)

- (1) 連帯保証人は、この契約（再リースを含む）に基づき借主が貸主に対して負担する一切の債務を保証し、借主と連帯して債務を履行します。
- (2) 連帯保証人は、貸主がその都合により担保又は他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。
- (3) 連帯保証人は、貸主の書面による同意がない限り代位による権利を行使できません。

第27条(情報の利用・提供の同意等)

- (1) 借主及び連帯保証人は、この書面に記載された客観的事実、並びに貸主が保有する借主及び連帯保証人の取引に関する情報（但し、信用情報機関の情報、月々の支払状況、残債権額を除く）を貸主が認める提携会社に相互の業務上必要な範囲で提供し、利用することに同意するものとします。
- (2) 借主は、貸主が借主に対し貸付契約その他契約に係る勧誘を行うことについて、予め承諾します。但し、借主から貸主に対し勧誘中止の意思表示があったときは、貸主は借主に対する勧誘を行いません。

第28条(特約条項)

表記②の特約条項は、この契約と一体となりこれを補充し又は修正します。尚、同欄に記載無きものは効力を有しないものとします。

第29条(合意管轄)

この契約についての全ての紛争は、訴額のいかんにかかわらず貸主の当社又は支社若しくは営業所の所在地の地方裁判所又は簡易裁判所のみを管轄裁判所とすることに貸主、借主及び連帯保証人ともに合意します。

以上

【個人情報取扱に関する同意条項】

この条項は、個人の申込者および連帯保証人予定者（以下総称して「お客様」という）に適用されます。

第1条(個人情報の取得・保有・利用)

- (1) お客様は、本契約（本申込を含む。以下「本契約」という）を含むリコーリース株式会社（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理（本契約が不成立の場合も含む）のため、以下の情報（以下総称し「個人情報」という）を当社および当社の関連会社が保護措置を講じたうえで取得・利用することに同意します。
1. お客様の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況
 2. 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、貸付額、支払回数
 3. 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
 4. 本契約に関するお客様の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、お客様が申告したお客様の資産、負債、収入および支出ならびに当社が取得したリース・クレジット等利用履歴、返済状況
 5. 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認を行うための情報
 6. 権利義務の移転等の必要または本人特定のために取得したお客様の住民票、戸籍謄（抄）本、運転免許証等公的機関が発行する書類から得た情報
- (2) お客様は、本契約に係る物件の管理のため、および他の商品・サービスの情報の提供・提案のため、当社および当社の関連会社が本契約の物件の売主・製造者に、本条前項第1号および第2号の個人情報を保護措置を講じたうえで提供することに同意します。
- (3) 本条前項の個人情報の提供期間は、当該個人情報の取得日から原則として本契約の契約期間終了日の5年後までとします。

第2条(個人情報の利用)

- (1) お客様は、当社が保護措置を講じたうえで、リース、割賦販売、金銭の貸付、その他金融サービスに関連する当社および当社の関連会社の事業において、以下の目的のために第1条第1項第1号および第2号の個人情報を利用することに同意します。
1. 商品・サービスに関する情報の提供および提案
 2. 商品・サービスの提供
 3. 代金の請求・回収
 4. 商品・サービスの企画および利用に関する調査、アンケート依頼およびその後の連絡
 5. 統計資料の作成

6. 商品・サービスに関する宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

7. 商品・サービスに関する市場調査・商品開発

- (2) お客様は、当社が保護措置を講じたうえでリコーグループが、前項各号の目的のために、第1条第1項第1号および第2号の個人情報を共同して利用することに同意します。
- ※当社の具体的な事業内容、当社の関連会社およびリコーグループの名称については、ホームページ(<http://www.r-lease.co.jp/>)に掲載しております。

第3条(個人情報情報機関への登録・利用)

- (1) お客様は、当社が当社の加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の取得および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および当該機関と提携する個人情報情報機関に照会し、お客様およびお客様の配偶者の個人情報登録されている場合には、お客様の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。
- (2) お客様の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実（本契約が不成立の場合も含む）が、当社の加盟する個人情報情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人情報情報機関および当該機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員により、お客様の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されることに同意します。

[当社が加盟する個人情報情報機関の名称、住所、お問合せ電話番号等]	
名称：株式会社シー・アイ・シー（貸金業法に基づく指定信用情報機関） 住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 電話番号：0120-810-414 ホームページアドレス： https://www.cic.co.jp/ ※シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人情報情報機関です。 同社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。	
[株式会社シー・アイ・シーが提携する個人情報情報機関]	
名称：全国銀行個人信用情報センター 住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号：03-3214-5020 ホームページアドレス： http://www.zenginkyo.or.jp/pci/ ※主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報情報機関	名称：株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関） 住所：〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス： http://www.jicc.co.jp/ ※主に貸金業者を会員とする個人情報情報機関
[株式会社シー・アイ・シーへの登録情報と登録期間]	
本契約に係る申込をした事実	当社が個人情報情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

※当社が上記の加盟信用情報機関に登録する情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報です。

第4条(本同意条項に不同意の場合)

当社は、お客様が本契約の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、第2条に同意しないことを理由に本契約をお断りすることはありません。

第5条(利用・提供中止の申出)

当社は、第2条による同意を得た範囲内で、当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、お客様から中止の申出があった場合は、それ以降当社での利用、共同利用者への提供を中止する措置をとります。

第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1) お客様は、当社および当社が加盟する個人情報情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示を求める場合の開合せ窓口は第7条記載のとおりです。
- (2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに利用目的の達成に必要な範囲内で訂正または削除に応じます。

第7条(開合せ窓口)

- お客様の個人情報の開示・訂正・削除のお問合せや、利用・提供中止の申出等に関しては、以下のとおりご連絡ください。
1. 当社に開示を求める場合、下記担当窓口にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等）の詳細についてお答えします。なお、個人情報情報機関に登録されている個人情報を当社が開示することはできないため、当該個人情報開示は個人情報情報機関へ直接お問合せください。
 担当窓口：リコーリース株式会社 CSR推進室
 住所：〒135-8518 東京都江東区東雲1-7-12 KDX豊洲グランスクエア7F
 電話番号：03-6204-0603
 2. 当社が加盟する個人情報情報機関に開示を求める場合、第3条第2項記載の個人情報情報機関にご連絡ください。

以上

注文書兼リース手配依頼書

注文番号

No. 000028042641-01

注文日

2019年04月15日

リコージャパン株式会社

御中

下記の商品を注文いたします。尚、取引条件に「リース」と記載された商品については別途リース会社とのリース契約を締結します。

住所	〒670-0802 兵庫県姫路市砥堀50 トホリハイット
会社名	竹内ひであき事務所
役職	兵庫県議会議員
氏名	竹内英明

1. 商品明細

商品コード	商品名	数量	単価	金額 (税別)	納品希望日	取引条件	インストール
312514	RICOH IM C3000F	1	479,900円	479,900円		リース	
311233	給紙テーブル PB3280	1	49,400円	49,400円		リース	
-	搬入設置指導料	-	-	51,600円		リース	
-	下取機回収費用	-	-	20,000円		リース	
総合計				600,900円			

2. 取引条件

<リース物件の手配条件>

リース会社	リコーリース株式会社						
リース対象金額	600,900円	月額リース料 (税抜)	12,800円	(消費税)	1,024円	リース期間	5年
リース解約料	0円						

確認	注文にあたって、営業担当者より以下にチェックした項の説明を受けた <input type="checkbox"/> 重要事項確認書 <input type="checkbox"/> インストール承諾書
備考	RICOHデジタルフルカラー複合機：IMC3000F・コピー・プリンタ・FAX・スキャナ・4段給紙トレイ 2018年度財源値引き 適用価格 2019年4月搬入条件限定値引きになります

兵庫西営業部 姫路第一営業所 兵庫県姫路市豊沢町101 TEL：079-282-1285 FAX：0792-82-7677 担当者： XXXXXXXXXX E-mail： XXXXXXXXXX
--



※電話番号のお掛け間違いにご注意ください

000000023324546-V2019084831-41-99-000028042641-0001-

-A070678264

重要事項確認書

確認書番号 000028042641-03

別紙注文書兼リース手配依頼書（No. 000028042641-01）による注文にあたって下記の重要事項に同意いたします。

重要事項

1. ハードウェアに関する事項

1) 保証について

- ①弊社がお客様に販売したハードウェア（以下、ハードウェアといいます）の保証に関しては、当該ハードウェアのメーカーにて保証内容及び期間（以下、保証条件といいます）が定められており、保証条件に従ってのみ保証されますので、お客様は、ハードウェアの納入時に保証条件をご確認ください。
- ②保証の範囲においてハードウェアの修理を希望される場合、保証書等の提示が必要となりますので、保証書等は大切に保管してください。
- ③保証条件での修理依頼や修理機の送付などの手続きは、全てお客様ご自身で行っていただきます。但し、お客様と弊社の間でハードウェアに関する保守契約が締結されており、当該契約中に当該手続きを代行する規定がある場合はこの限りではありません。

2) 障害発生時について

ハードウェアの障害時の障害復旧費用、訪問作業料及び部品代は有償となります。但し、保証条件を満たす場合及びハードウェア保守契約が締結されている場合は、保証条件またはハードウェア保守契約の規定によるものとします。

3) ハードウェア設置環境について

ハードウェア及び周辺機器等は、各ハードウェアの定める利用環境にてご利用頂きます。当該利用環境でご利用いただけない場合、保証条件またはハードウェア保守契約が適用されない場合がありますのでご注意ください。

2. ソフトウェアに関する事項

1) 操作指導について

- ①ソフトウェアの購入時に操作指導を申し込まれた場合、当該操作指導の有効期限は初回指導日より1年間とし、その範囲は注文書に記載されたソフトウェア商品の取扱説明書及び操作マニュアルに記載された範囲に限らせていただきます。
- ②お客様は、操作指導終了時に「納入指導確認書」に捺印をいただきます。尚、当該捺印された「納入指導確認書」の弊社への交付をもって操作指導の終了とさせていただきます。これ以降の操作運用についての再指導は有償となります。
- ③操作指導を申し込まれなかった場合は、弊社では操作に関するお問合せはお答えできませんのでご了承ください。この場合、お客様自身にてソフトウェアに同梱されている操作マニュアルをよく読んで、当該操作マニュアルに従ってご使用ください。

2) 障害発生時について

ソフトウェアの障害時の障害復旧費用（お客様の誤操作によるファイル復旧費用含む）及び訪問作業料は有償となります。但し、ソフトウェアのメーカーが定める保証条件を満たす場合及びお客様と弊社の間でソフトウェアに関する保守契約が締結されている場合は、当該保証条件またはソフトウェア保守契約の規定によるものとします。

3. お客様の責任で実施していただく事項

- 1) 不正アクセスや情報漏洩などのセキュリティリスクにつきましては、弊社は一切その責任は負えません。ファイアウォールの設置/設定やセキュリティ上の保護策設定は、お客様の責任で実施して下さい。
- 2) 弊社は、お客様がパソコン上に蓄積されるデータ等の毀損及び滅失並びに復旧に関しては、弊社は一切その責任を負いません。従って、データのバックアップなどの保護策は、お客様の責任で実施してください。
- 3) お客様のパソコンに関するコンピューターウイルスへの対策の実施及び駆除に関しては、当社は一切責任を負いかねます。またワクチンソフトのバージョンアップ及びパターンファイルの更新などの作業はお客様自身にて実施してください。
- 4) オペレーティングシステムのアップデートに関しての実施はお客様にて実施していただきます。アップデートの作業がなされていない場合には、保証または保守の対象外となる場合がありますので、必ず実施してください。

4. 反社会的勢力との関係排除の表明

お客様および弊社は、①自己の役職員が、暴力団、暴力団員、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という）に該当しないこと、又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にないこと、②反社会的勢力が自己の事業活動を支配し又は実質的に関与していないこと、③本契約の履行が反社会的勢力の活動を助長しないことを表明し、これを保証します。

< 注文・手配条項 >

弊社（以下、甲といひます）は貴社（以下、乙といひます）に対して、以下の条項に基づき、物品の売買を注文し、またはリース契約の手配（以下、本件取引といひます）を依頼します。なお、当該依頼に基づく乙の承諾をもって、本書に基づく契約が成立（以下、本件取引といひます）するものとします。

第1条（条項の適用）

1. 売買条項は、乙が甲に対して提供する機器またはパッケージソフトウェア等の商品（以下、本件商品といひます）の売買について適用されるものとします。
2. リース手配条項は、表記1. 商品明細の取引条件欄に「リース」と記載された本件商品（以下、リース対象商品といひます）に関して、表記2. 取引条件に定める本件リース会社（以下、本件リース会社といひます）とリース契約の締結に関する媒介（以下、本件手配といひます）を甲が乙に対して依頼する場合について、第5条を除く売買条項に追加して適用されるものとします。

< 売買条項 >

第2条（本件取引の対象地域）

本件取引の対象地域は、日本国内に限るものとします。

第3条（本件商品の納入）

1. 乙は、甲乙別途協議の上定める納入日及び納入場所にて、甲に本件商品を納入するものとします。
2. 輸送障害、天災地変、その他乙の責に帰すべき事由により本件商品の納入が遅れた場合、乙は、当該事由から生じた取引遅滞の責を負わないものとします。
3. 梱包輸送費、搬入費、現地調整費等および本件商品の納入の為に要する費用を、甲乙にて別段の合意ある場合を除き、甲は、これを負担するものとします。
4. 甲は、乙より本件商品の納入を受けた場合は、7日以内これを検査し、その検査結果を乙に書面にて通知するものとします。なお、本件商品の環疵または数量不足等を発見したときはただちに乙に通知し、その対応を甲乙別途協議の上定めるものとします。なお、甲の当該検査合格の通知をもって、乙の甲に対する本件商品の引渡しは完了したものとします。

第4条（本件商品の危険負担）

本件商品に関する危険負担は、前条の引渡し完了した時点で乙から甲に移転するものとします。引渡し完了後に生じた本件商品の滅失、毀損、または変質その他一切の危険負担は、甲の負担とします。

第5条（本件商品の所有権）

1. 売買にかかる本件商品（パッケージソフトウェアの場合はその媒体をいう。以下同じ。）の所有権は、当該本件商品にかかる代金が完済された時に乙から甲に移転します。
2. 甲は、本件商品の乙の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を乙に連絡するとともに、乙が本件商品を所有していることを主張および証明して、その排除に最善の努力を払うものとします。

第6条（本件商品の保証）

本件取引により甲に引渡された本件商品に関する故障および不備等に関する保証条件は、当該本件商品に付属する保証書等に規定された内容に従い、各当該本件商品の製造会社等の定めるところにより保証されるものとします。乙は、本件商品の保証の責を負わないものとします。

第7条（ソフトウェアの取扱い）

1. 本件商品の全部または一部にパッケージソフトウェアの提供が含まれる場合、甲は、当該パッケージソフトウェア（以下、提供ソフトウェアといひます）に付属する使用許諾契約書または別途締結される使用許諾契約書その他権利者または当該ソフトウェアの製造会社等が定める使用許諾契約等の条件（以下、使用許諾条件等といひます）に従うものとします。
2. 提供ソフトウェアおよび提供ソフトウェアに付随するマニュアルその他本件取引に関連して甲に供給される著作物に関する著作権は、乙または供給元その他の著作権者に帰属するものとします。使用許諾条件等に定める場合を除き、甲には移転しないものとします。
3. 甲は、著作権者等から許諾を受けた場合を除き、乙より提供された前項の著作物の権利を侵害する行為を行ってはならないものとします。

第8条（本件商品の使用）

1. 甲は、本件商品を本件商品の製造者が別途取扱説明書等に定める通常の使用方法に従って、使用するものとします。なお、甲が当該使用方法を逸脱したことによる本件商品の毀損、損壊または滅失については、乙は、その責を負わないものとします。
2. 甲は、本件商品の使用にあたり、保守等の必要がある場合には、乙との間で保守契約等の締結に努めるものとします。

第9条（機密保持）

1. 甲および乙は、本件取引を実施する上で相手方が開示した営業上、業務上、技術上および販売上の情報（有形・無形を問わない。以下、機密情報といひます）のうち秘密である旨が明示された情報を善良なる管理者の注意をもって保持し、相手方の書面による事前の同意を得ずして、これを第三者（本件リース会社を除く）に開示または漏洩しないものとします。
2. 甲および乙は、機密情報を本件取引の目的のためにのみ使用し、他の目的に使用または利用しないものとします。また、甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ずして、本件取引の目的以外に機密情報の複写および複製を行わないものとします。

第10条（法令規制等の遵守）

1. 甲は、本件商品（補修部品および消耗品を含む。本条において以下同じ）が外国為替および外国貿易法等もしくはアメリカ合衆国輸出管理規則等（以下、外為法等という）により定められる貨物または技術に該当するものである場合には、これらの輸出もしくは日本国外への持出しにあたっては、外為法等に定められる手続を遵守するものとします。
2. 甲は、本件商品または技術ならびにこれらの関連情報を、通常兵器、核兵器、生物・化学兵器およびミサイルの開発または製造に関連する第三者への輸出、販売もしくは開示はしないものとします。

第11条（本件取引の解除）

1. 乙は、甲が次の一にでも該当した場合、何らの催告も要せず本件取引の一部または全部を解除することができるものとします。
 - (1) 甲が本件取引に協力しない乙が判断した場合
 - (2) 代金の支払いが一括払いの場合において、表記2. 取引条件に定める支払期日に代金を支払わなかったとき。また、分割払いの場合において、各支払い期日に分割払金の支払を遅滞したとき
 - (3) 乙が本件商品を引渡ししたにもかかわらず、甲が第3条第4項の検査の期限を超えて検査を実施しない場合
 - (4) 手形または小切手等が不渡りとなり、もしくは金融機関から取引停止の処分を受けたとき
 - (5) 監督行政庁より営業の取消または停止等の処分を受けたとき
 - (6) 第三者により、仮差押、仮処分または強制執行等の処分を受けたとき

- (7) 破産、特別清算、民事再生または会社更生手続を申立てられ、もしくは自ら申立てたとき
 - (8) 重要な事業の一部の譲渡もしくは解散の決議をし、または他の会社と合併したとき
 - (9) 前各号の他、経営状態の悪化が認められるとき
2. 前項のいずれか一つに該当する事由が生じた場合、乙の通知または催告を要せず、甲は当然に期限の利益を喪失し、ただちに債権の残額全部を一括して乙に対し現金にて支払うものとします。
 3. 前各項の規定の他、甲は乙に対し、乙に生じた損害の賠償をするものとします。

第12条（協議）

甲および乙は、本書に定めのない事項または解釈上の疑義については、必要に応じて、誠意をもって協議し、友好的な解決をはかるものとします。

第13条（管轄裁判所）

甲および乙は、本書に関連して紛争が生じた場合、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

< リース手配条項 >

第14条（本件手配の依頼）

1. 甲は乙に対して、表記1. 商品明細の取引条件欄に「リース」と記載された本件商品に関して、甲と本件リース会社との間でリース契約が締結されることを前提として、表記2. 取引条件記載の条件に従い、リース対象商品に関する本件手配を依頼します。
2. 乙は、前項に従い成立した本件手配について、善良なる管理者の注意をもって行うものとし、甲は、本件手配に必要な甲に関する情報を乙が本件リース会社に対して提供することを承諾するものとします。

第15条（リース契約の締結）

1. 甲は、リース対象商品に関して、本件リース会社との間で別途リース契約（以下、本件リース契約といひます）を締結するものとします。尚、当該リース契約の契約条件については、別途甲及び本件リース会社との間で定めるものとします。
2. 乙は、本件リース契約の条件の変更及び本件リース契約が締結されない等その他リース契約に関連して生じた甲または第三者の損害について何らその責任を負わないものとします。

第16条（リース対象商品の販売）

1. 乙は、甲と本件リース会社との間で本件リース契約が締結された後、本件リース会社に対してリース対象商品を販売するものとし、甲は、本件リース会社より本件商品を借り受けるものとします。
2. 前項の乙及び本件リース会社との間のリース対象商品の販売にかかる条件は、乙と本件リース会社との間で定めるものとします。

第17条（本件手配の解除）

1. 乙は、甲が次の一にでも該当した場合、何らの催告も要せず本件手配の一部または全部を解除することができるものとします。この場合、当該本件リース契約が締結されない場合、乙は当該本件リース会社に対してリース対象商品を販売する義務を負わないものとします。
 - (1) 甲と本件リース会社間の本件リース契約の締結がなされなかった場合
 - (2) 本件リース会社に変更された場合
 - (3) 本件手配の条件が変更された場合
 - (4) 本件手配に必要な甲に関する情報が誤りがあった場合
 - (5) 甲が本件手配に必要な甲に関する情報に関して、虚偽の申告を乙または本件リース会社にしたとき
 - (6) 甲の所在が不明になったとき、または連絡が不通となったとき
 - (7) 甲がリース対象商品の受領を拒否したとき
 - (8) 前各号の他、本書の各条項に違反したとき
2. 前項の解除によって乙に損害が生じた場合には、甲は乙に対して、当該損害を賠償する責を負うものとします。

以上

(添付様式2)

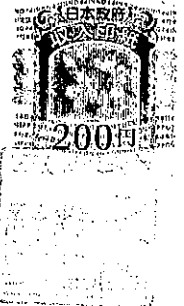
領収書等添付様式【共通】

(令和1年6月分)
(会派名 ひょうご県民連合)
(議員名 竹内 英明)

整理 番号	使 途 項 目	
	3	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費
共通案分率		50% 25%
	それ以外の案分 案分の説明	案分率

No 081020

領 収 証



竹内 英明 殿 平成 元年 6 月 5 日

¥ 101,714

上記金額正に領収致しました。

但しトナリハシロ 令和元年6月分資料として

内 訳	受領日	金 額
計		

ヤング開発株式会社

本 社/高砂市米田町島2番地 TEL(079)431-2650
西明石支店/明石市野々上3丁目16番地の4 TEL(078)928-3911
姫路支店/姫路市佃町67番地の1 TEL(079)222-7380



--	--